

第二期和光市子ども・子育て支援事業計画  
(素案)

令和 2 年〇月  
和 光 市

# 目次

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b> .....  |  |
| 1 計画策定の背景・趣旨.....           |  |
| 2 計画の位置づけ.....              |  |
| 3 他の計画との整合性.....            |  |
| 4 計画の期間.....                |  |
| 5 教育・保育提供区域の設定.....         |  |
| 6 計画の策定体制.....              |  |
| 7 計画の推進.....                |  |
| <br>                        |  |
| <b>第2章 子どもを取り巻く状況</b> ..... |  |
| 1 子ども・子育て家庭の現状.....         |  |
| 2 ニーズ調査等結果・子育ての現状.....      |  |
| 3 子ども・子育て支援にかかわる課題.....     |  |
| <br>                        |  |
| <b>第3章 計画の理念・基本目標</b> ..... |  |
| 1 基本理念.....                 |  |
| 2 基本目標・基本方針.....            |  |
| 3 地域包括ケアシステムとわこう版ネウボラ.....  |  |
| 4 計画全体の評価指標.....            |  |

## 第4章 施策の展開.....

- 施策の体系.....
- 基本方針Ⅰ 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進.....
- 基本方針Ⅱ 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実.....
- 基本方針Ⅲ 次世代を担う青少年への支援.....
- 基本方針Ⅳ 子どもが育つ環境整備.....
- 基本方針Ⅴ 教育・保育等の基盤整備.....

## 第5章 グランドデザイン.....

## 1 計画策定の背景・趣旨

和光市（以下「本市」という。）では、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 27 年に「和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童対策や子ども・子育て支援に取り組んできました。

特に、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、相談支援に個別ケアマネジメントの手法を導入し、医療・保健・予防・福祉の各サービスが一体的に提供可能な仕組みとなる「わこう版ネウボラ」の実施により、地域区分における子どもや子育て世帯に対する相談支援の強化を図り、子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、子どもたちが新たな時代の担い手として活躍していくための環境づくりに取り組んできました。

昨今、虐待の通報件数が急増するほか、経済的に困窮状態にある家庭における貧困の連鎖など子どもと家庭を取り巻く問題は、複雑化かつ深刻化し、痛ましい児童虐待は後を絶ちません。

国は、全ての児童が健全に育成されるよう児童養護の権利を明確化し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、平成 28 年 5 月に児童福祉法の一部を改正しました。更に増加する児童虐待に対応し、子どもの尊い命が失われることがないように、児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、令和元年 6 月に児童福祉法等の一部を改正しました。

また、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」をスタートし、必要とする全ての子育て世帯が利用できる支援を目指し整備しているものの、保育ニーズの上昇により待機児童が発生しています。

小学生においても、就学前保育ニーズに連動し、共働き家庭など、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の利用を希望する世帯は年々増加しています。これに対応するとともに、次世代を担う人材を育成するため、国は平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる地域づくりなど、子どもや子育て世帯を地域社会全体で支援していくことが課題となっています。

本市は、これらの国の動向をふまえ、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新たな取り組みや目標を定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」として位置づけます。

また、本市の子ども・子育て支援に係る基本理念を掲げるとともに、基本目標・基本方針及び施策に紐づく事業概要を明らかにし、子ども・子育て支援の総合的かつ計画的な施策の推進を図るものです。

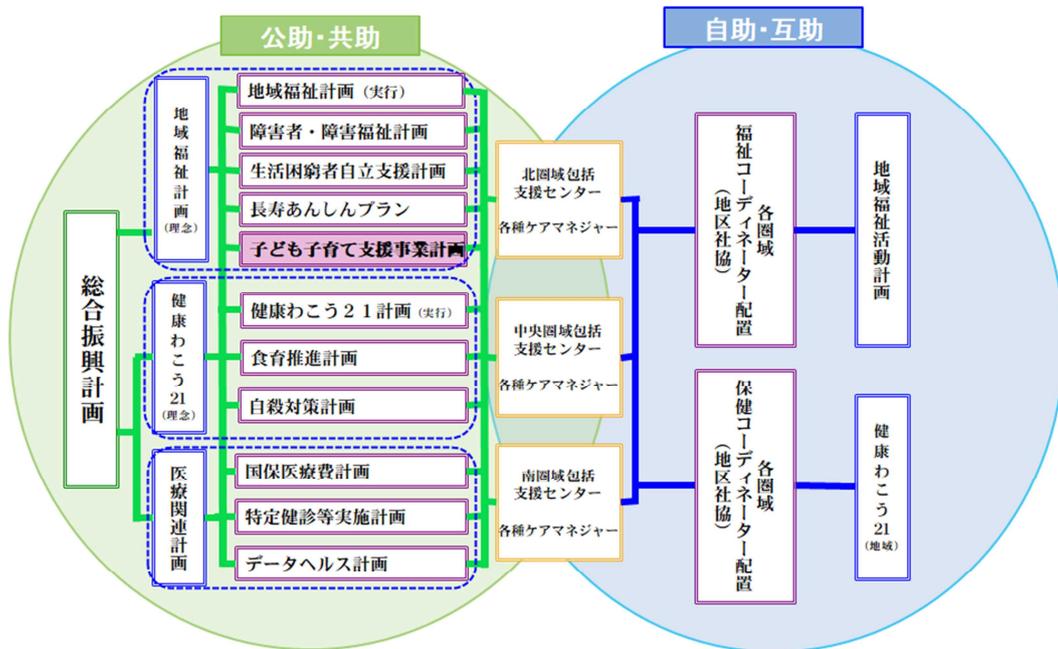
策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえるとともに、本市の独自施策を盛り込んだ計画としています。

### 3 他の計画との整合性

本計画は、「第五次和光市総合振興計画」が掲げる理念や将来像を基に、本市における子ども・子育て支援の総合的な計画として、目標や具体的な施策等を示したものです。

さらに、総合振興計画の保健福祉分野の理念計画としての性格を有する「和光市地域福祉計画」や「健康わこう21計画」の策定趣旨に沿った部門計画としても位置付けています。保健・福祉・医療分野の各種計画との整合を図り、地域包括ケアシステムの視点により施策を推進します。

#### 地域包括ケアシステムにおける計画連携



### 4 計画の期間

本計画は、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とします。

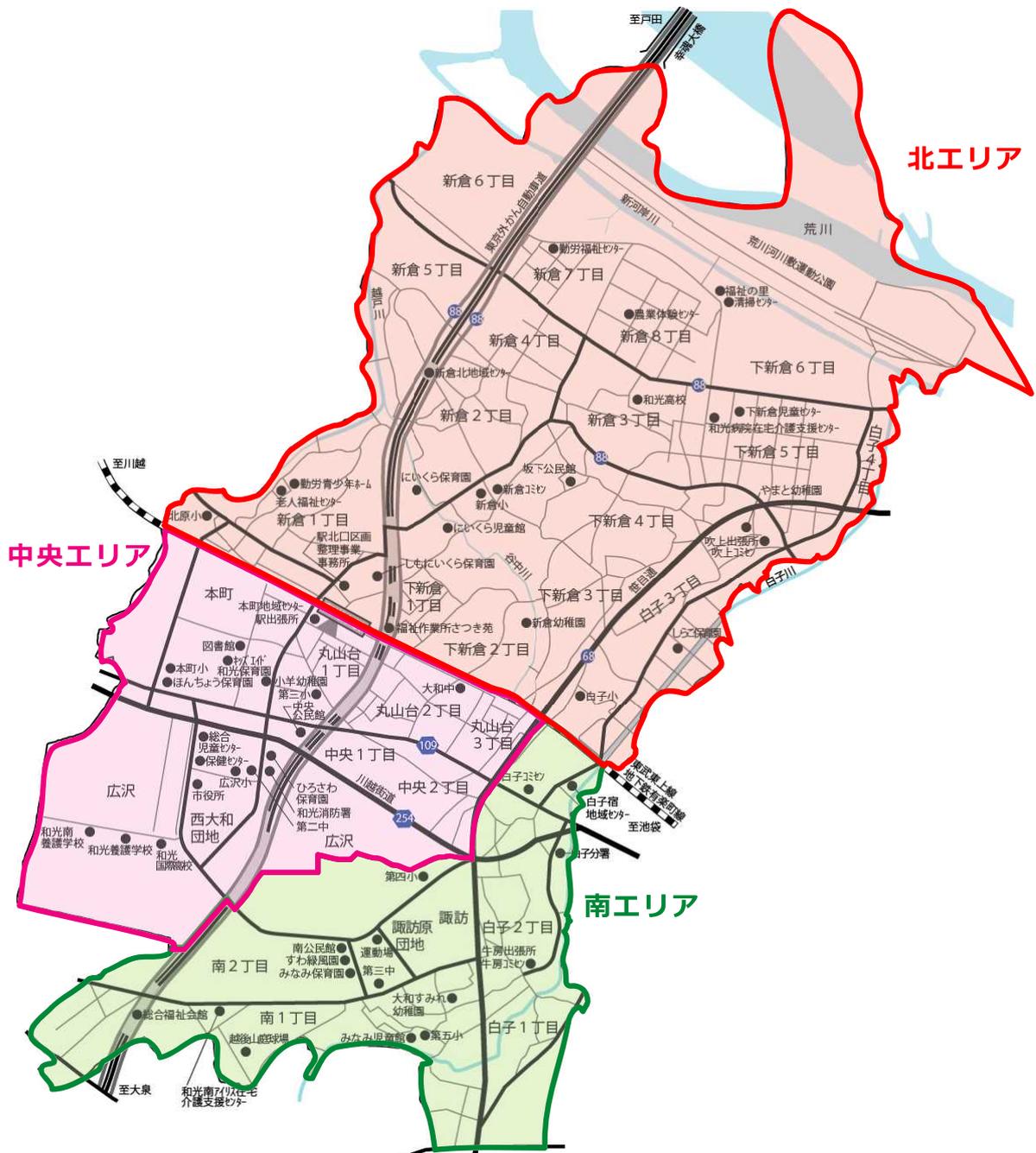
また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

## 5 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

和光市では、第1期計画において教育・保育提供区域は、準中学校区を基本に「北エリア・中央エリア・南エリア」の3圏域を設定し、圏域ごとに地域の特性や課題に応じた多様なサービス提供を行ってきました。

本計画においてもこの考えを引き続き踏襲し、教育・保育提供区域を3圏域と設定します。



## 6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、子ども関係団体の代表者、福祉関係者、子どもの保護者などにより構成されている「和光市子ども・子育て会議」において審議しました。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査を実施するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を募りました。

## 7 計画の推進

### (1) 計画の推進にあたって

和光市子ども・子育て支援会議条例の規定に基づき設置される和光市子ども・子育て支援会議において、子ども・子育てに関する施策を継続的に審議し、計画を推進していきます。

また、事業者間の情報交流・意見交換の場である事業者連絡会において、制度の改正内容の周知をするとともに、子ども・子育て支援に携わる職員の能力の向上に資する研修会等を実施することにより、市と事業者が本計画の基本理念や基本目標を共有し、施策方針に沿った事業を効果的に推進していきます。

さらに、計画を推進していくためには、児童相談所等の行政機関、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民団体等との連携、そして、地域の方による協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図るとともに、庁内の推進体制についても必要に応じ見直しを図ります。

## (2) 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、和光市子ども・子育て支援会議を定期的を開催し、会議において計画の進捗状況の把握・点検を行います。

計画の進行管理では「SPDCAサイクル」を導入し、事業の進捗状況、見込量と提供体制の実績について自己評価及び子ども・子育て支援会議における評価を行うことで計画の変更や事業の見直し等を実施します。

### 【SPDCA サイクル】

S (Survey) … 調査

P (Plan) … 計画

D (Do) … 実行

C (Check) … 評価

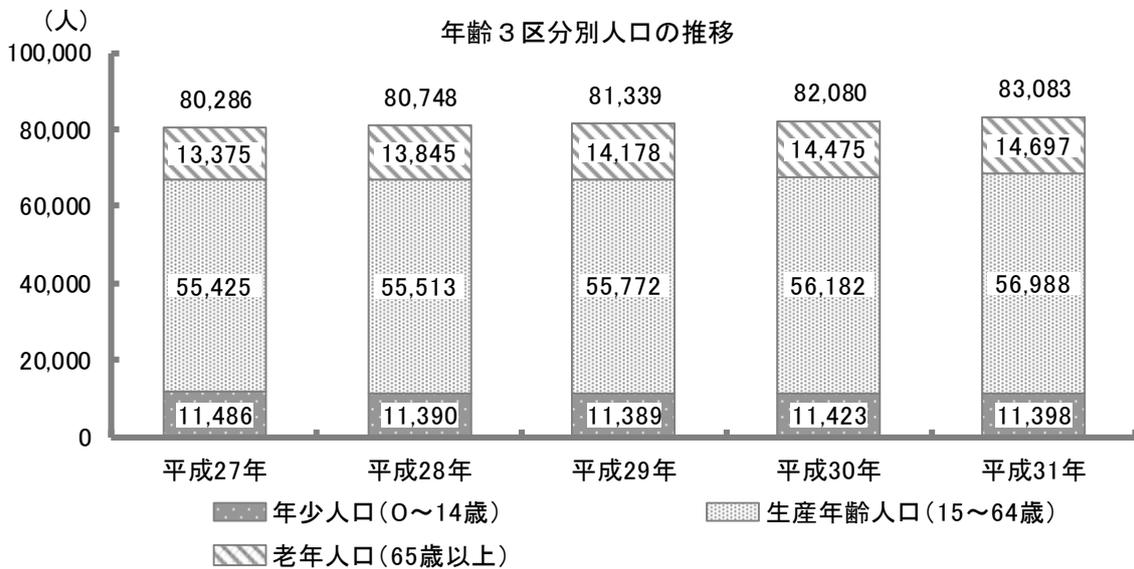
A (Act) … 改善

## 1 子ども・子育て家庭の現状

### (1) 人口の状況

#### ① 年齢3区分別人口の推移

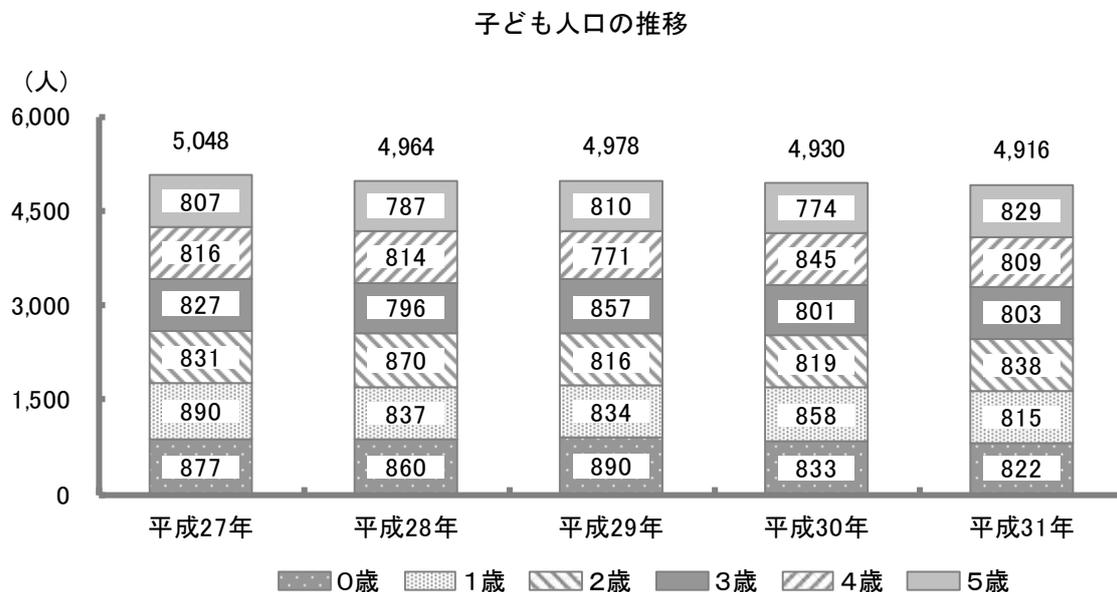
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で83,083人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、老年人口（65歳以上）が増加しており、高齢化が進んでいます。



資料：市の統計

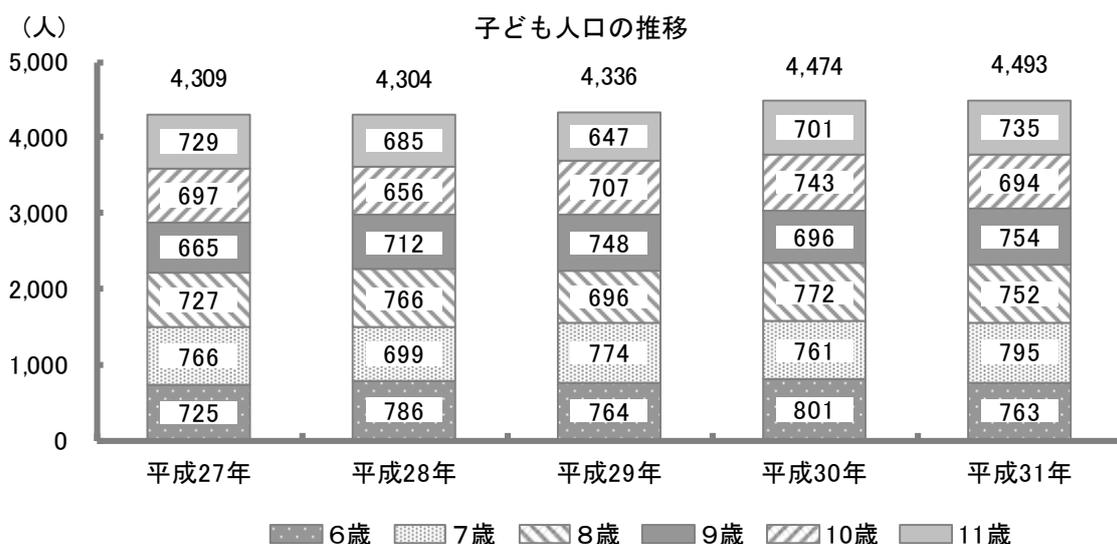
## ② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、平成31年4月現在で4,916人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳、1歳の減少率が高くなっています。



## ③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増加傾向にあり、平成31年4月現在で4,493人となっています。特に他の年齢に比べ、9歳の増加率が高くなっています。



#### ④ 児童数の将来推計

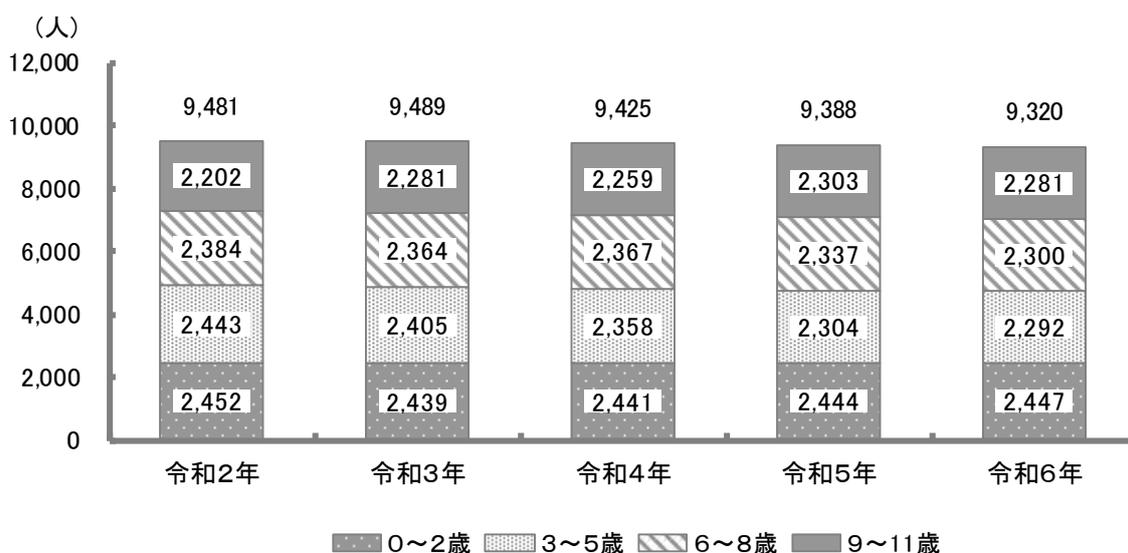
本市の0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、徐々に減少していくことが見込まれます。

子ども人口の将来推計

単位：人

| 年齢  | 令和2年 | 令和3年度 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-----|------|-------|------|------|------|
| 0歳  | 837  | 839   | 839  | 839  | 839  |
| 1歳  | 806  | 810   | 810  | 812  | 812  |
| 2歳  | 809  | 790   | 792  | 793  | 796  |
| 3歳  | 829  | 791   | 771  | 773  | 776  |
| 4歳  | 805  | 819   | 780  | 762  | 764  |
| 5歳  | 809  | 795   | 807  | 769  | 752  |
| 6歳  | 822  | 795   | 779  | 792  | 755  |
| 7歳  | 761  | 810   | 782  | 767  | 780  |
| 8歳  | 801  | 759   | 806  | 778  | 765  |
| 9歳  | 749  | 788   | 745  | 792  | 765  |
| 10歳 | 758  | 744   | 781  | 739  | 786  |
| 11歳 | 695  | 749   | 733  | 772  | 730  |

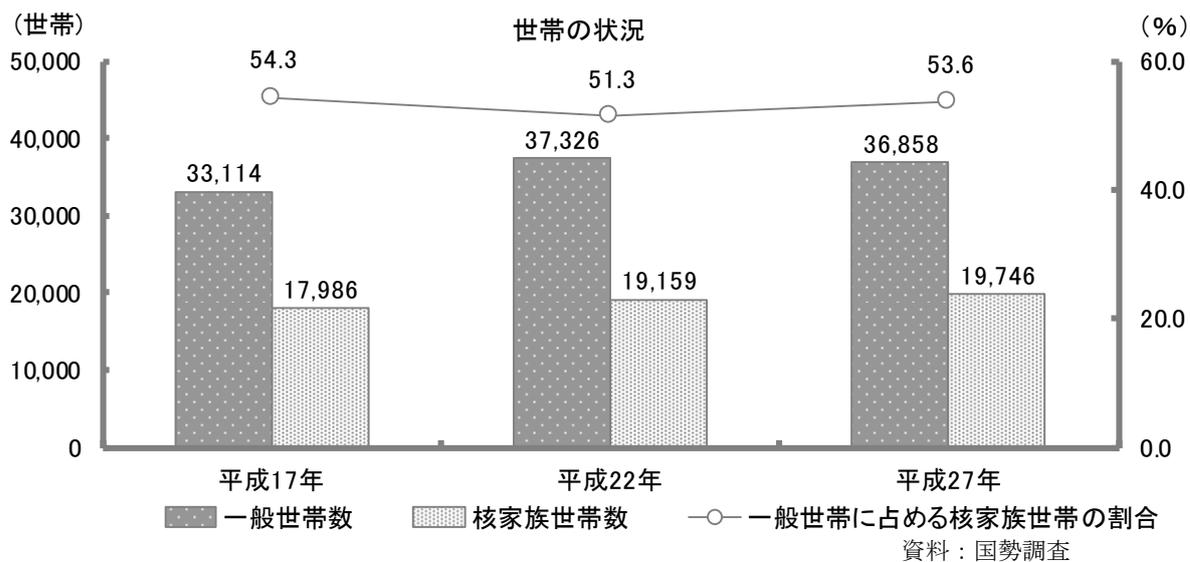


※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## (2) 世帯の状況

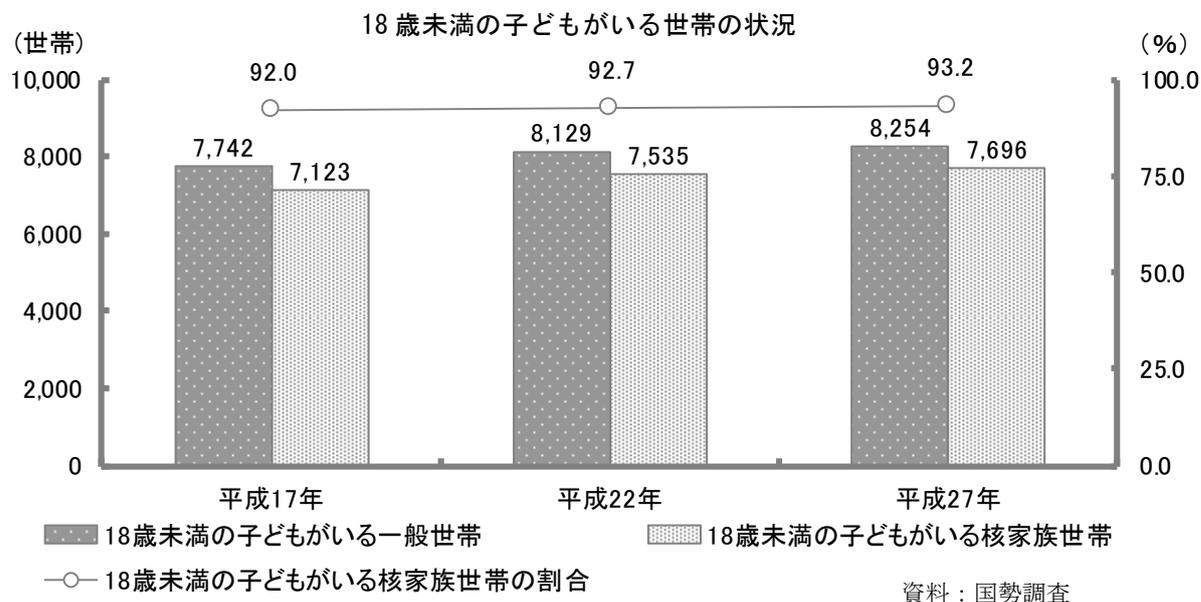
### ① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で19,746世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は増減し、平成27年に53.6%となっています。



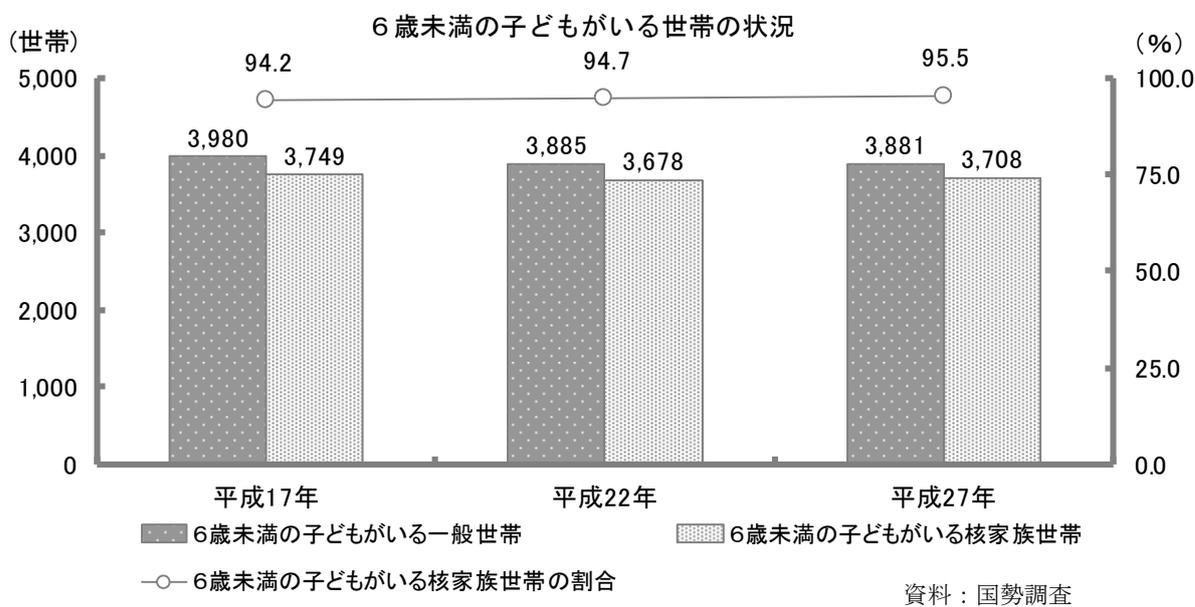
### ② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で8,254世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合も増加しています。



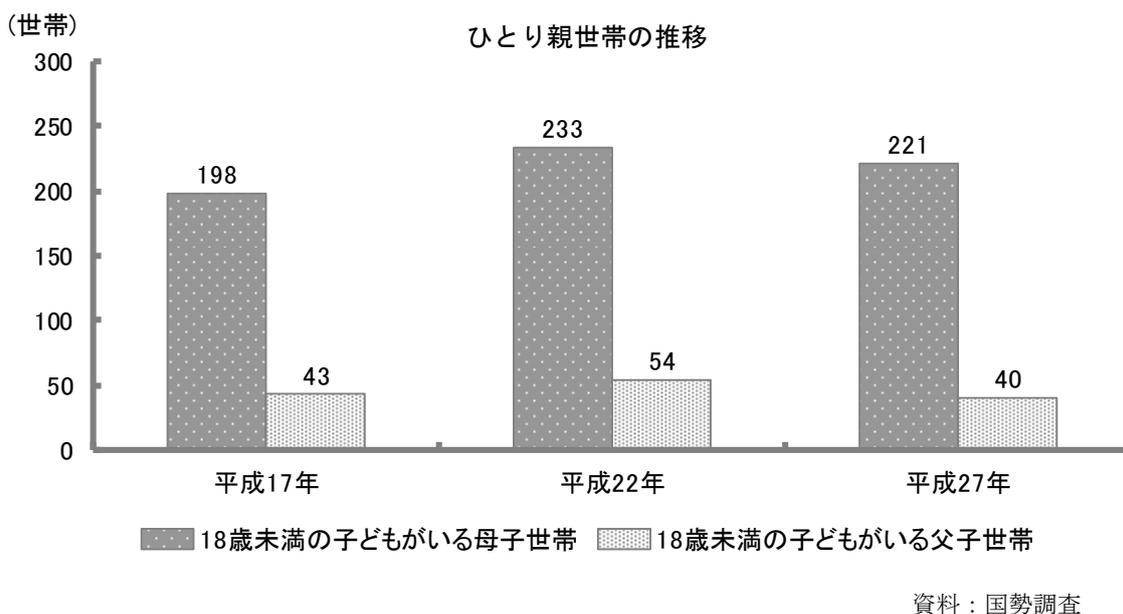
### ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で3,881世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は減少傾向にあり、核家族世帯の割合は横ばいで推移しています。



### ④ ひとり親世帯の推移

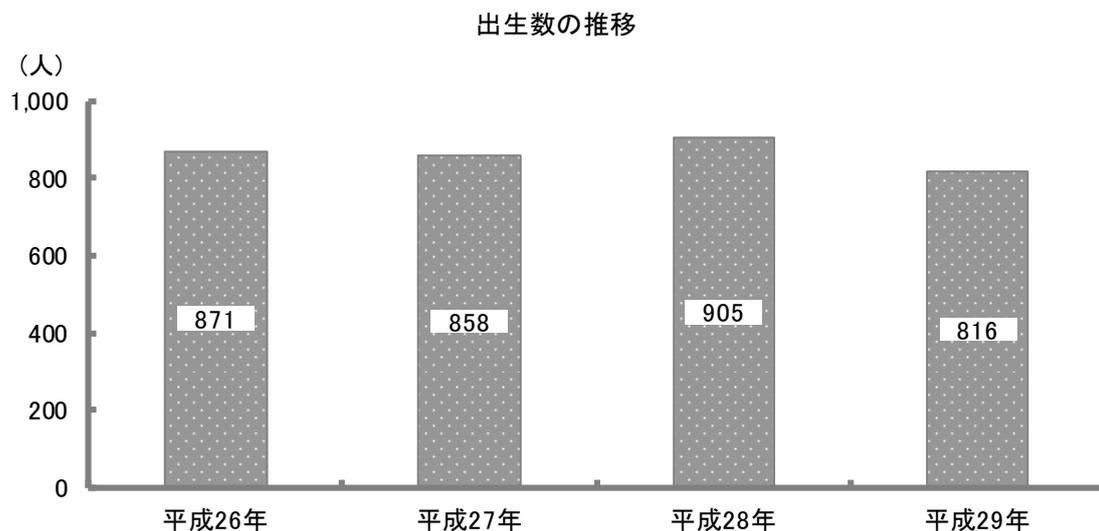
本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年に増加し、平成27年で221世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成22年に増加したものの、平成27年には減少し40世帯となっています。



### (3) 出生の状況

#### ① 出生数の推移

本市の出生数は増減しながら推移しており、平成29年で816人と過去5年間で約0.9割減少しています。

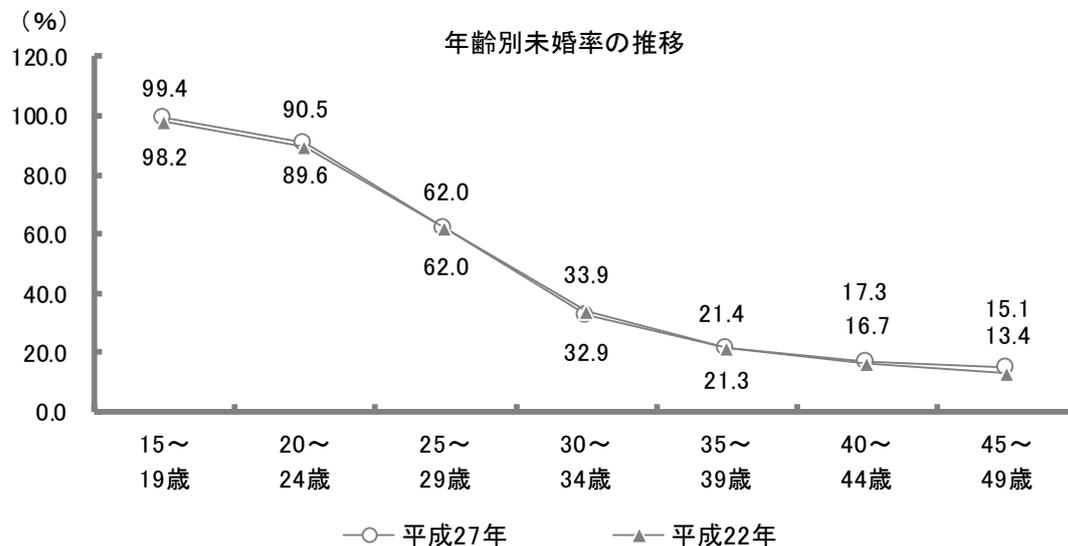


資料：市の統計

### (4) 未婚・結婚の状況

#### ① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年と成27年で大きな変化は見られません。

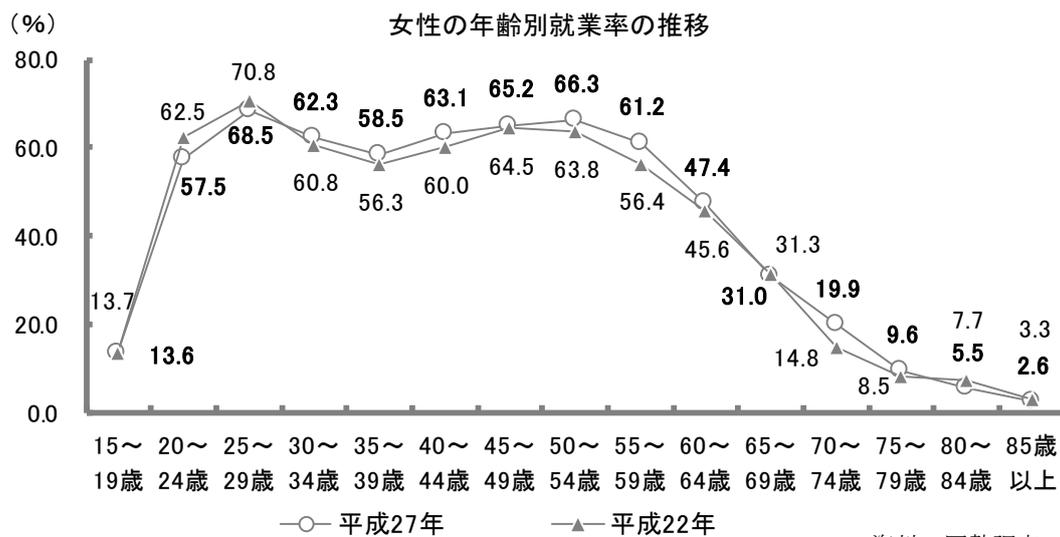


資料：国勢調査

## (5) 就業の状況

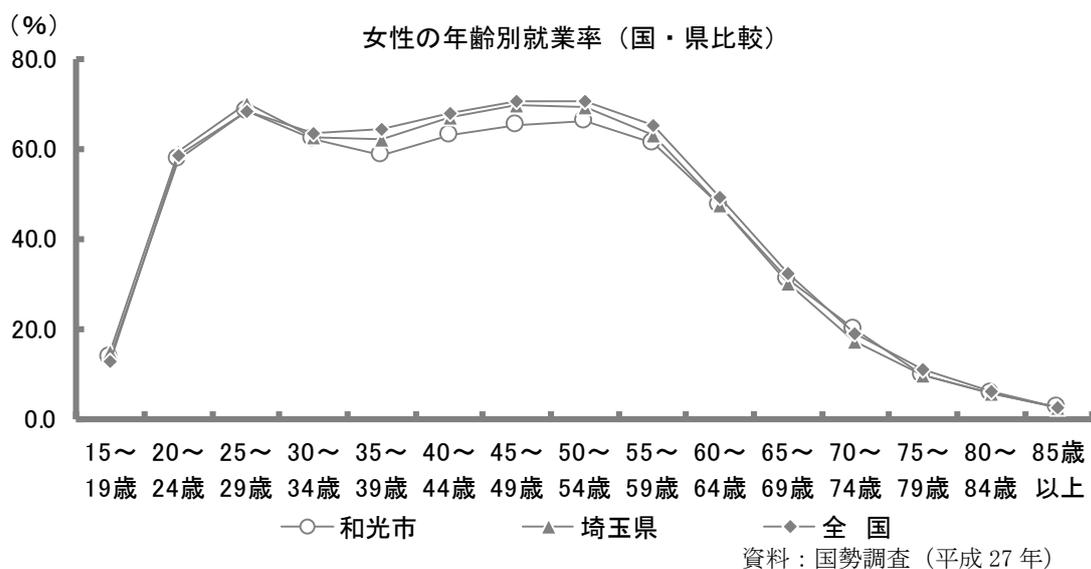
### ① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で少し上昇しましたが、大きな変化は見られません。



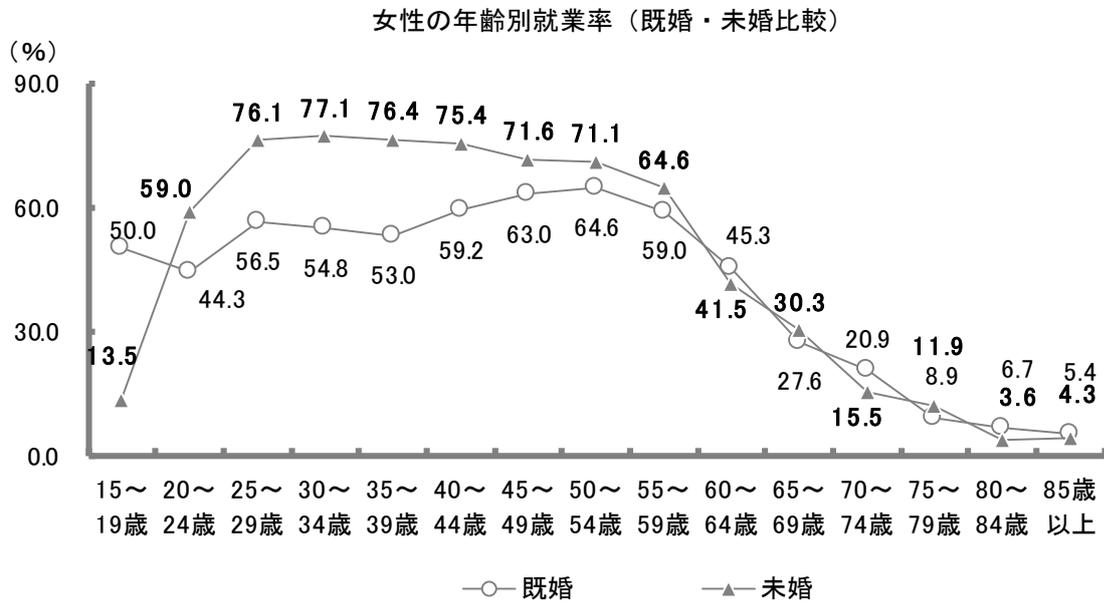
### ② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、35～59歳で全国、県よりは低くなっています。



### ③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から50歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

## 2 ニーズ調査等結果・子育ての現状

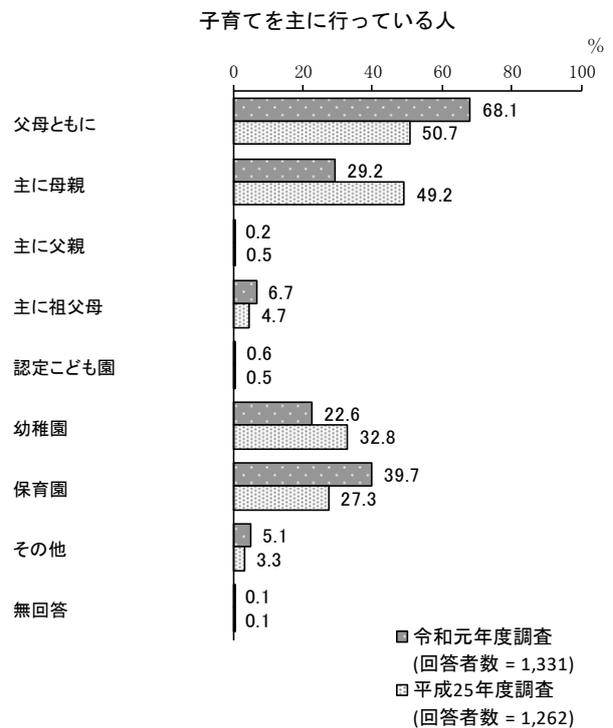
計画策定にあたり、就学前児童保護者調査及び妊婦調査を令和元年6月7日から6月30日までを調査期間として、郵送により実施しました。概要は以下のとおりです。

| 調査名        |                       | 有効回答数  | 有効回答率 |
|------------|-----------------------|--------|-------|
| 就学前児童保護者調査 | 和光市在住の0～5歳児の保護者2,000人 | 1,331通 | 66.6% |
| 妊婦調査       | 和光市在住の妊娠中の女性300人      | 195通   | 65.0% |

### (1) 子どもの育ちをめぐる環境

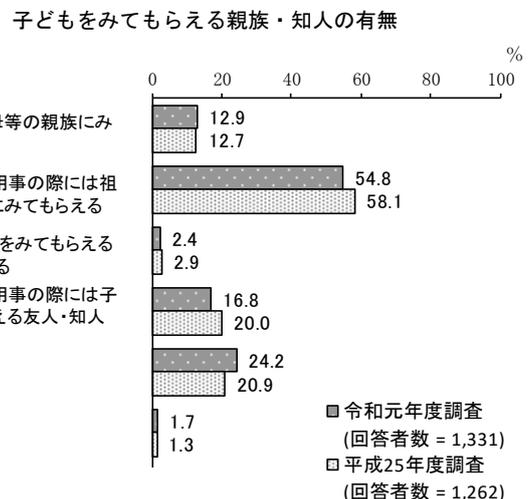
#### ①子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が約7割、「主に母親」は約3割となっています。平成25年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しており、夫婦ともに子育てに参画することが進んでいる様子がうかがえます。



#### ②子どもをみてもらえる親族・知人の有無

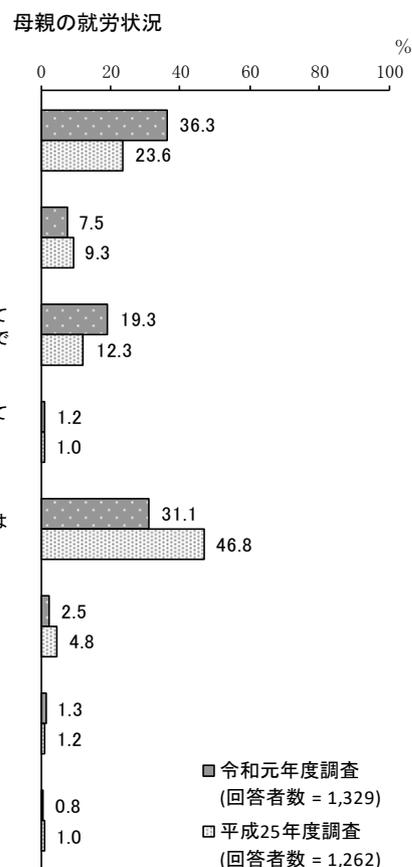
子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」割合は1割強、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が5割半ばとなっています。その一方で、「いずれもない」保護者が平成25年度調査と比較しても変わらず2割以上となっており、子育てに親族や知人の助けが受けられない保護者も依然として一定数見られます。



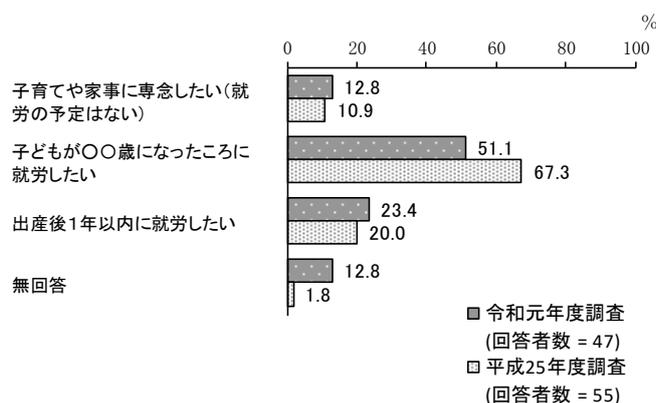
## (2) 保護者の就労状況

### ① 母親の就労状況

「フルタイムで就労している母親」の割合は4割強となっており、パートタイムでの就労も合わせた就労している母親の割合が6割半ばとなっています。平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しており、就労中の母親は増加しています。また、就労していない母親も7割半ばが今後の就労を希望しており、母親の就労意向はかなり高いことがうかがえます。



(未就労の母親の) 母親の就労意向



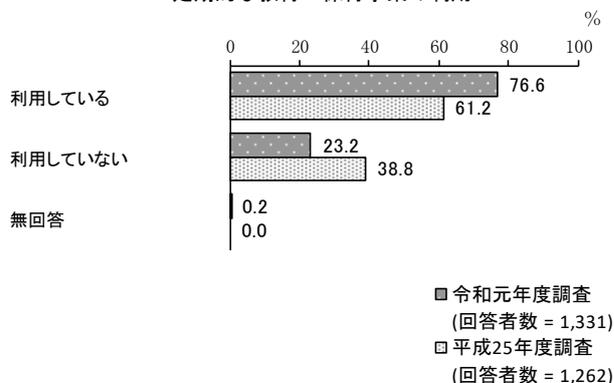
### (3) 平日日中の定期的な教育・保育事業の利用状況

#### ①教育・保育事業の利用状況

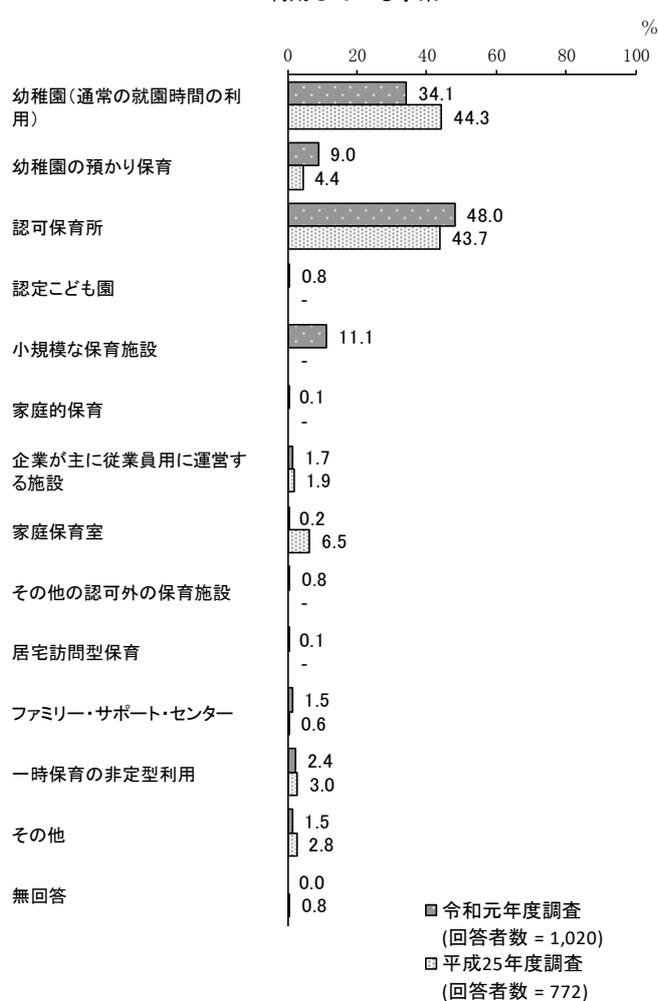
「定期的な教育・保育事業」を利用している割合が7割半ばとなっており、平成25年度調査と比較すると「利用している」の割合が増加しています。

利用している事業は、「認可保育所」の割合が約5割、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が3割半ば、「小規模な保育施設」が1割と保育所の利用が多くなっています。平成25年度調査と比較すると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。

定期的な教育・保育事業の利用

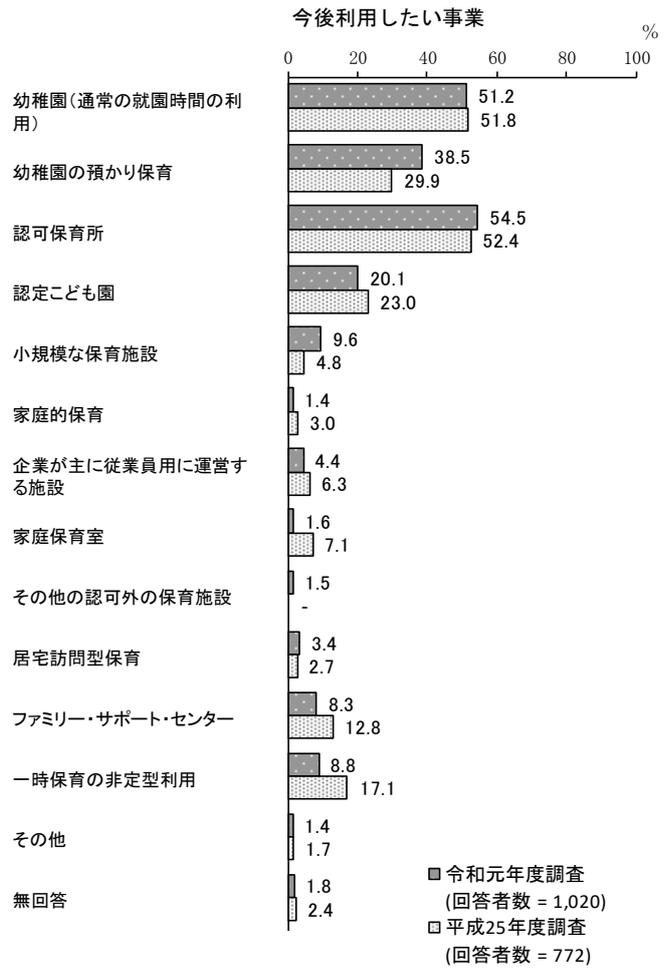


利用している事業



## ② 今後利用したい事業

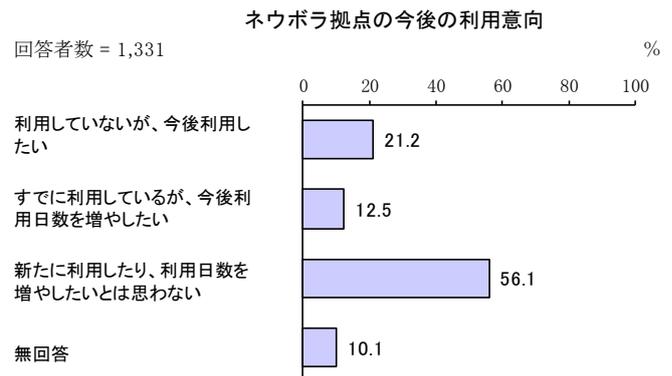
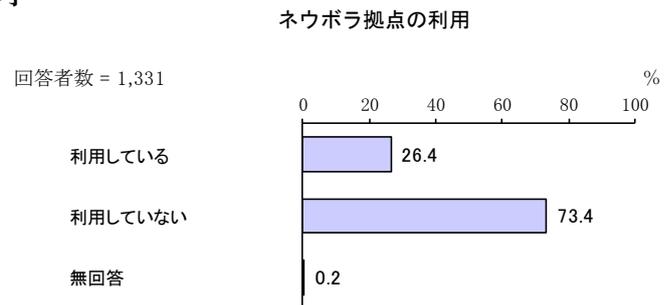
今後利用したい事業は、「認可保育所」の割合が5割半ば、「幼稚園」の割合が約5割となっています。それに次いで、「幼稚園の預かり保育」の割合が約4割となっています。幼稚園の利用希望も高いものの、保育所の利用希望の方が上回っています。



## (4) 各種子育て支援の利用意向

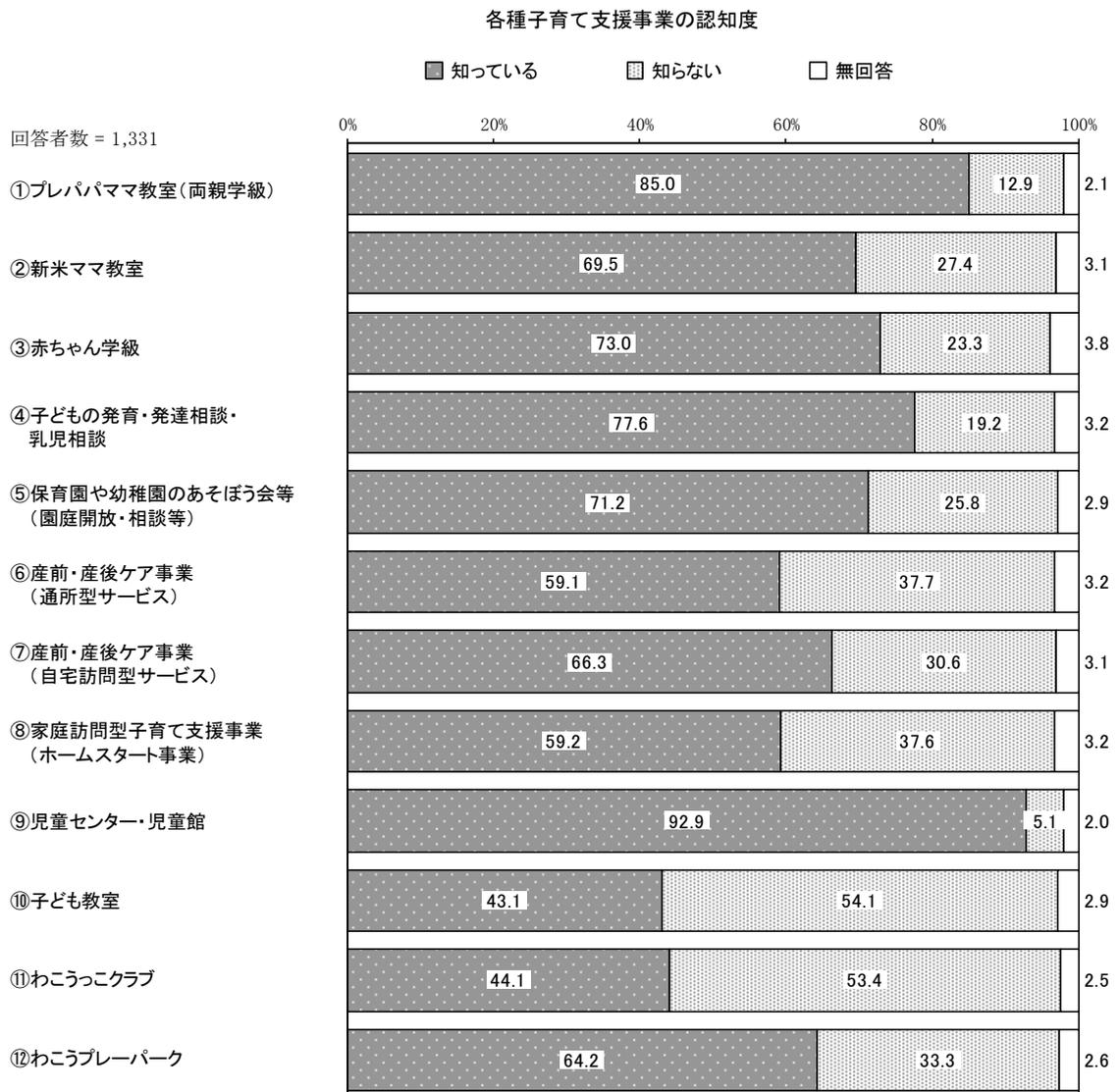
### ① ネウボラ拠点の利用状況と利用意向

ネウボラ拠点を「利用している」割合は2割半ばとなっています。また、「利用していないが利用したい」割合は約2割となっており、合わせて4割ほどの利用意向がうかがえます。



## ②各種子育て支援事業の認知度

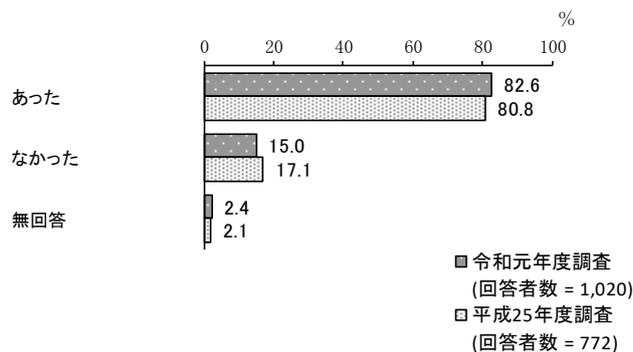
市が行っている各種子育て支援事業の認知度は、「プレパパママ教室（両親学級）」、「児童センター・児童館」で知っている割合が特に高く、平成25年度調査と比較すると認知度は増加しています。一方、「子ども教室」「わこうっこクラブ」で知らない割合が半数を超えており、事業の周知が必要です。



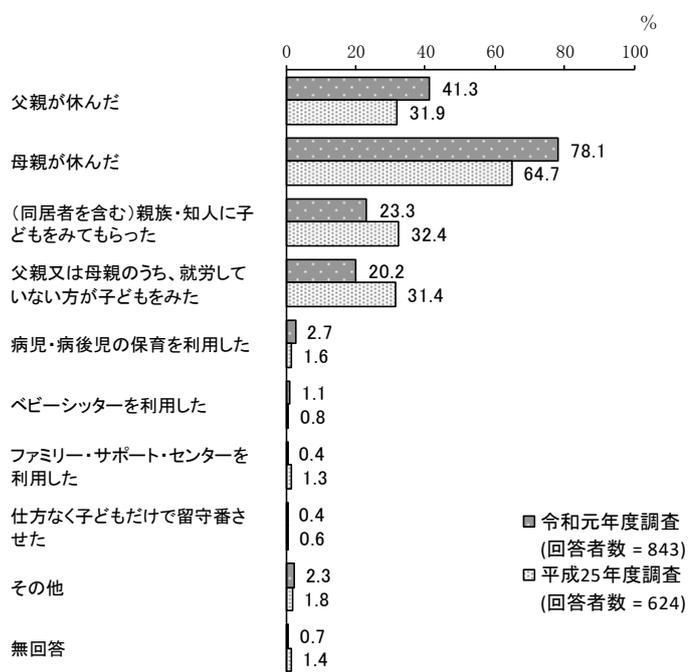
### ③病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った経験の有無

子どもが、「病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった保護者」が約8割となっています。その際に、「母親が休んで対応した」が約8割と大半を占めている一方で、病児・病後児の保育を利用した人は3%ほどと、病児・病後児の保育利用は少ない状況となっています。

病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった経験

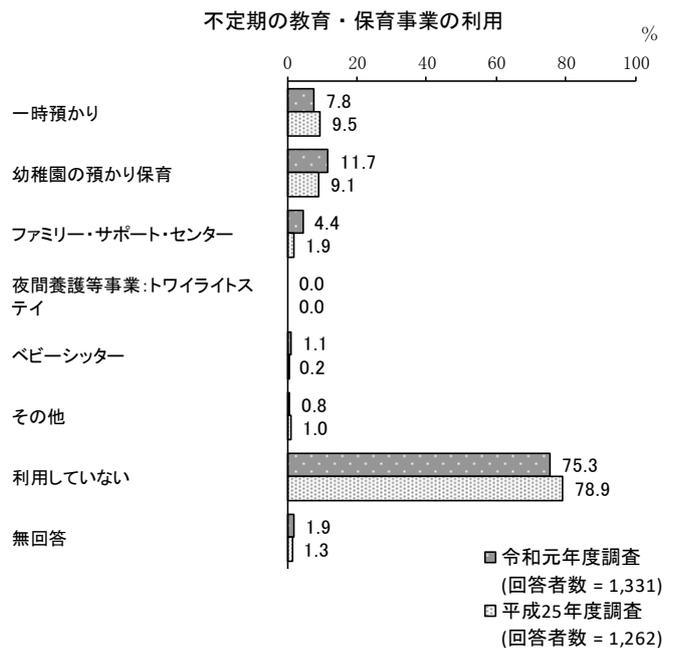


病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった対応

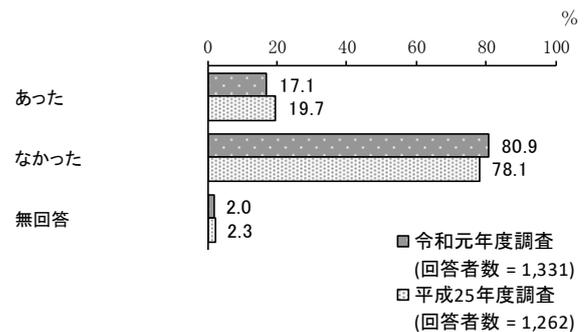


#### ④不定期の教育・保育の利用状況

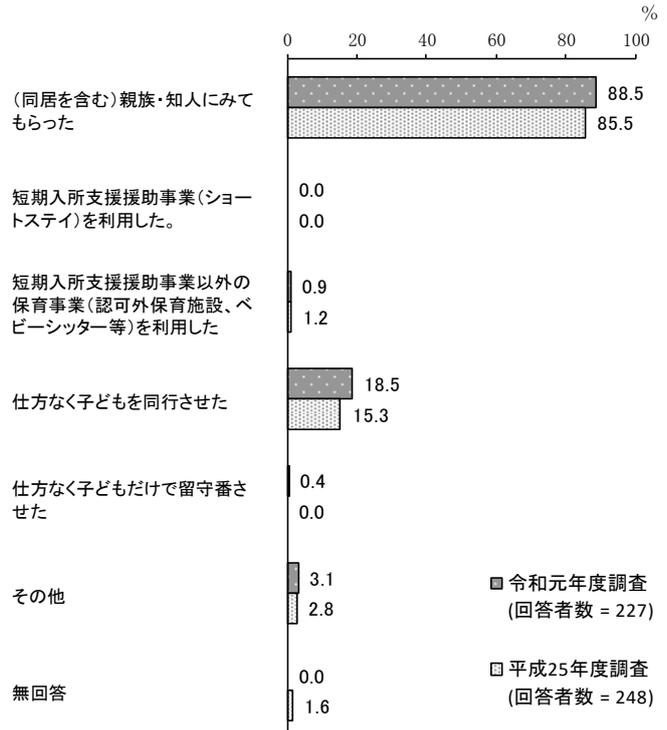
不定期の教育・保育事業を利用して  
いる人は、約2割となっています。泊  
りがけで家族以外にみてもらわな  
ければならないことがあった保護者は、  
約2割となっています。その際、仕方  
なく子どもを同行させた人が約2割  
となっており、一時預かりの利用が必  
要とされることがうかがえます。



#### 子どもを泊りがけで家族以外に見てもらう必要の有無



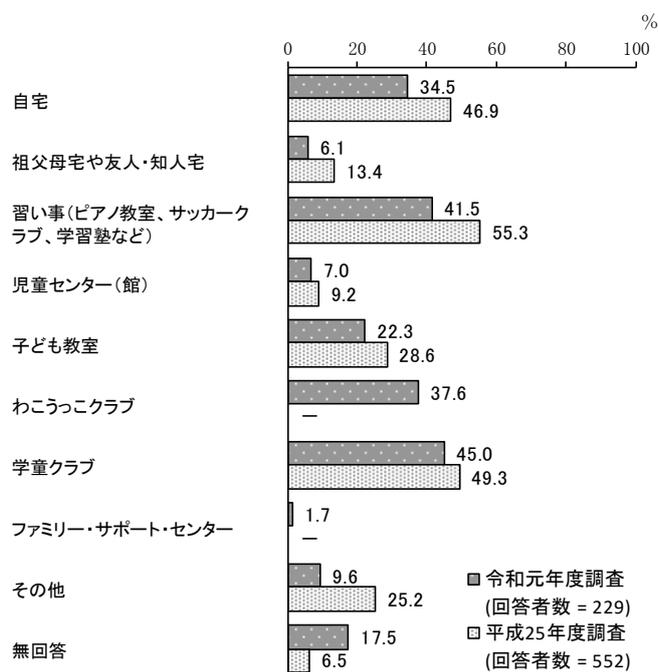
#### 子どもを泊りがけで家族以外に見てもらう必要のあった際の対応



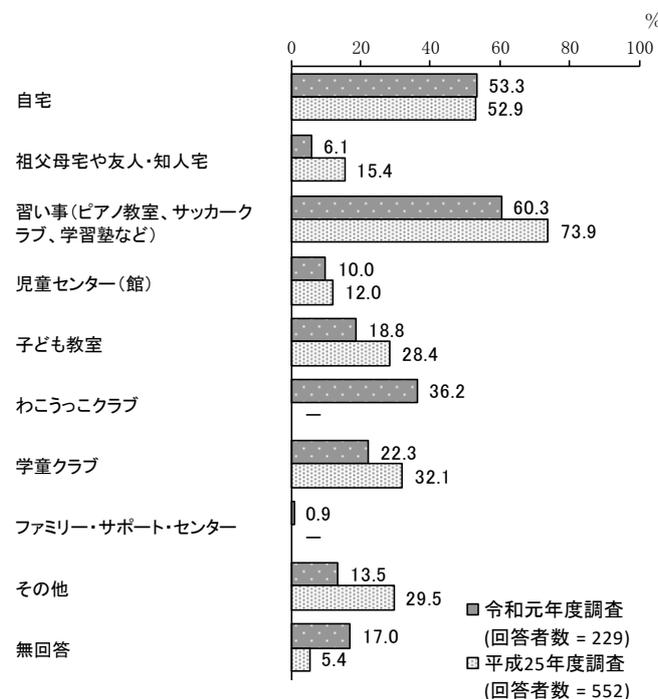
### ⑤小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所

子どもの放課後の過ごし方の希望について、低学年のうちの「学童クラブ」の利用希望は4割強、高学年の「学童クラブ」の利用希望は2割ほどとなっています。また、「子ども教室」の希望割合は、低学年のうちは2割強、高学年は約2割、「わこうっクラブ」の希望割合は、低学年のうちは約4割、高学年は3割半ばとなっており、放課後の居場所としての期待が高いことがうかがえます。

低学年の放課後の過ごし方の希望



高学年の放課後の過ごし方の希望

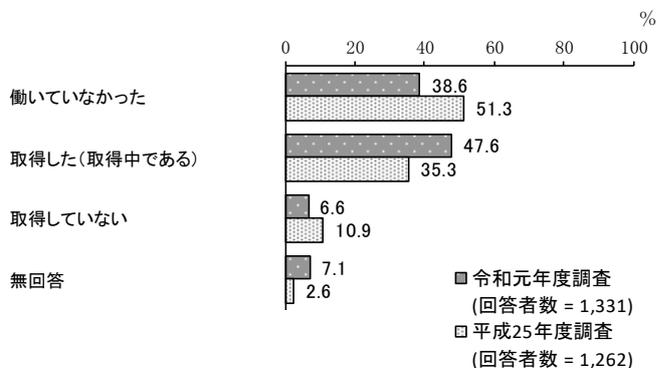


## (5) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

### ①母親の育児休業の取得状況

育児休業を取得した割合は、母親が約5割となっています。父親は約1割となっていますが、平成25年度調査と比較すると、父母ともに「取得した（取得中である）」の割合は増加しています。（就労していない人も含む）母親の育児休業の取得期間は、1年以上を希望している割合が8割半ばであるのに対し、実際の取得期間が1年未満の人が約5割と希望と実際の習得期間に差が見られます。

母親の育児休業の取得状況

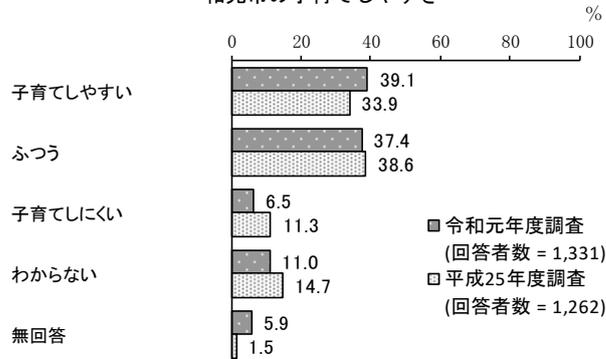


## (6) 子育てや子育て支援に関すること

### ①和光市の子育てしやすさ

和光市は「子育てしやすい」と感じている割合は約4割となっており、まち全体で子育てをしていく機運が高まっているとかがえます。

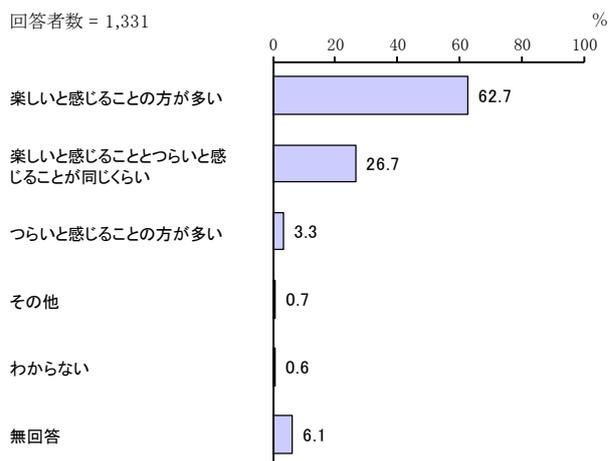
和光市の子育てしやすさ



### ②子育てを楽しんでいる頻度

6割以上の方が子育てを楽しんでいると感じることが多いと回答しておりますが、一方で、約3割の方が、楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらいあると回答しています。

子育てを楽しんでいる頻度

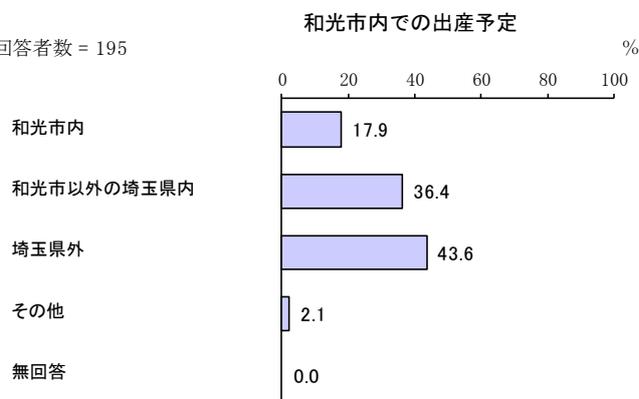


## (7) 出産や妊娠期の子育て支援に関すること

### ①和光市内での出産予定

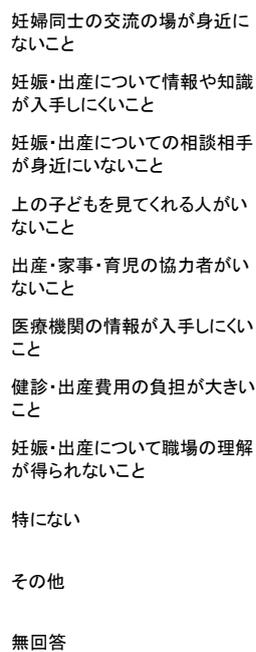
和光市内で出産予定の人は1割半ほど、市外での出産が大半を占める状況となっています。

回答者数 = 195



### ②妊娠や出産について困ったこと

妊娠や出産について困ったことは、「特にない」を除くと、「健診・出産費用の負担が大きいこと」が約3割と最も高く、平成25年度調査に比べ割合が増加していることから、経済的な負担を感じている妊婦が多いことがうかがえます。

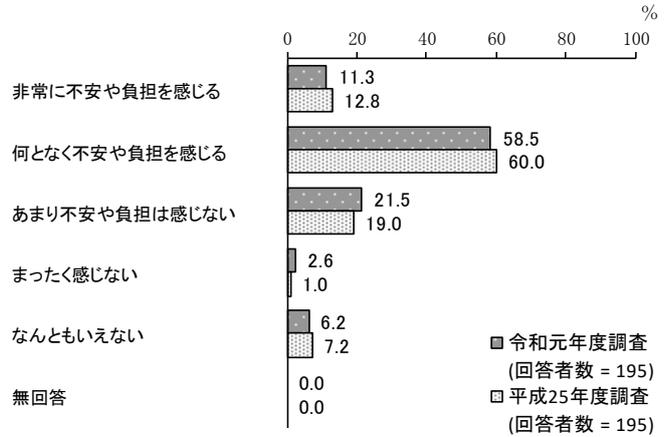


■ 令和元年度調査  
(回答者数 = 195)  
□ 平成25年度調査  
(回答者数 = 195)

### ③出産やその後の育児に関する不安感や負担感

出産やその後の育児に関する不安感や負担感については、「何となく不安や負担を感じる」の割合が約6割となっており、出産経験別でみると、今までに出産したことがある人に比べ、初めての出産（予定）で「何となく不安や負担を感じる」の割合が高くなっています。

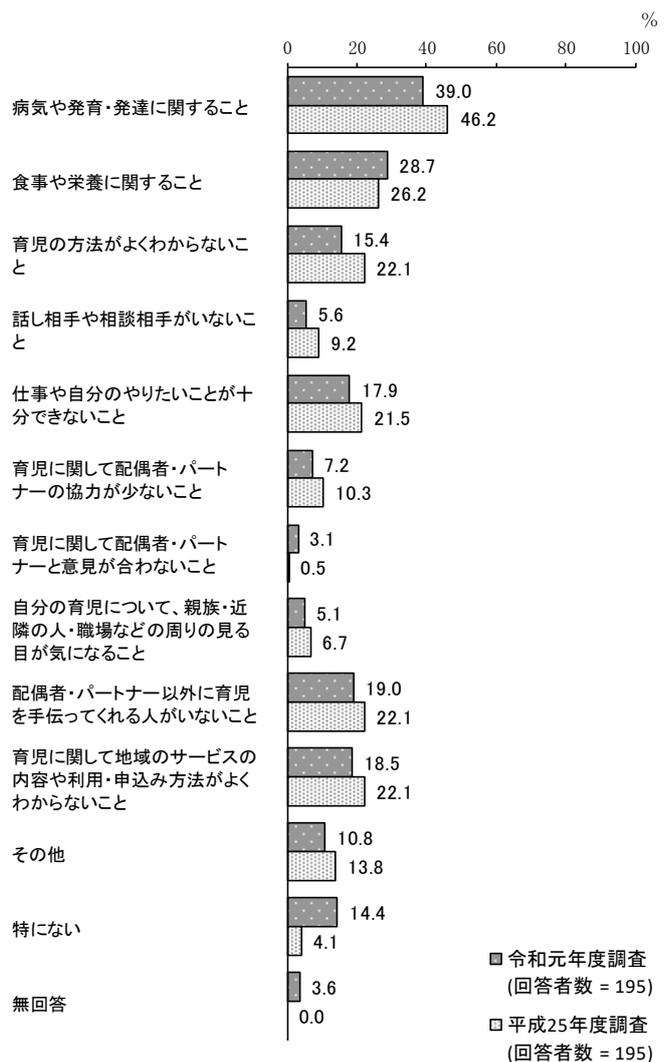
出産やその後の育児に関する不安感や負担感



### ④育児に関して、日頃悩んでいること

育児に関して、日頃悩んでいること、また気になることは、「病気や発育・発達に関すること」が約4割と最も高くなっており、平成25年度調査と比較すると、「病気や発育・発達に関すること」「育児の方法がよくわからないこと」の割合は減少しているものの、依然として子どもの育ちについて不安を抱える保護者が多いことがうかがえます。

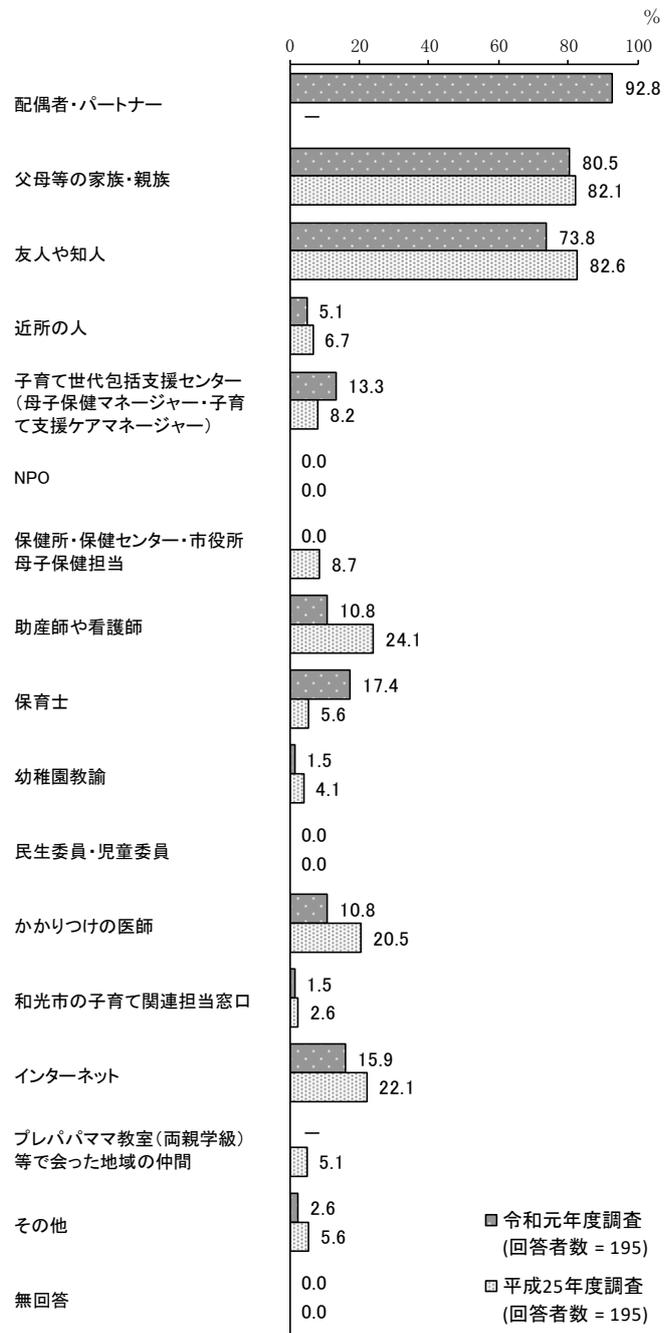
育児に関して、日頃悩んでいること



### ⑤出産や子育てに関する不安や悩みの相談先

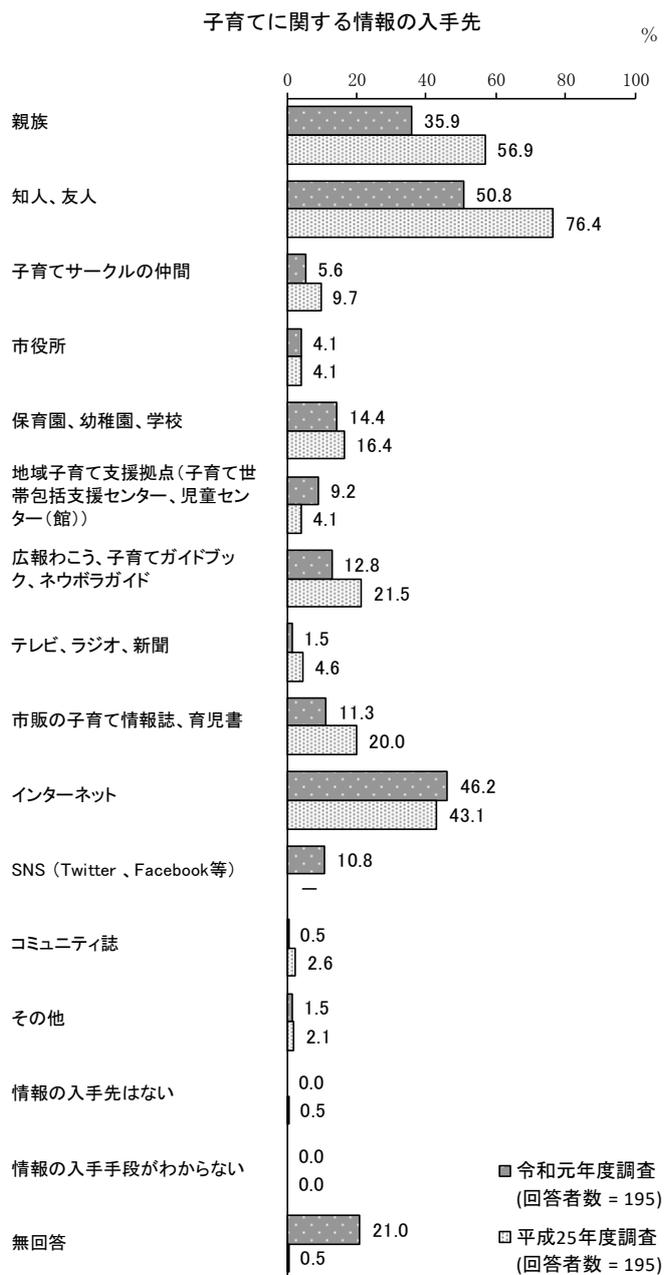
出産や子育てに関する不安や悩みを誰に相談するかについては、「配偶者・パートナー」の割合が約9割と最も高く、次いで「父母等の家族・親族」、「友人や知人」となっています。平成25年度調査と比較すると、「子育て世代包括支援センター(母子保健マネージャー・子育て支援ケアマネージャー)」「保育士」の割合が増加している一方、「友人や知人」「保健所・保健センター・市役所母子保健担当」「助産師や看護師」「かかりつけの医師」「インターネット」の割合が減少しており、子育て世代包括支援センター以外の相談機関についての周知が必要です。

出産や子育てに関する不安や悩みの相談先



## ⑥子育てに関する情報の入手先

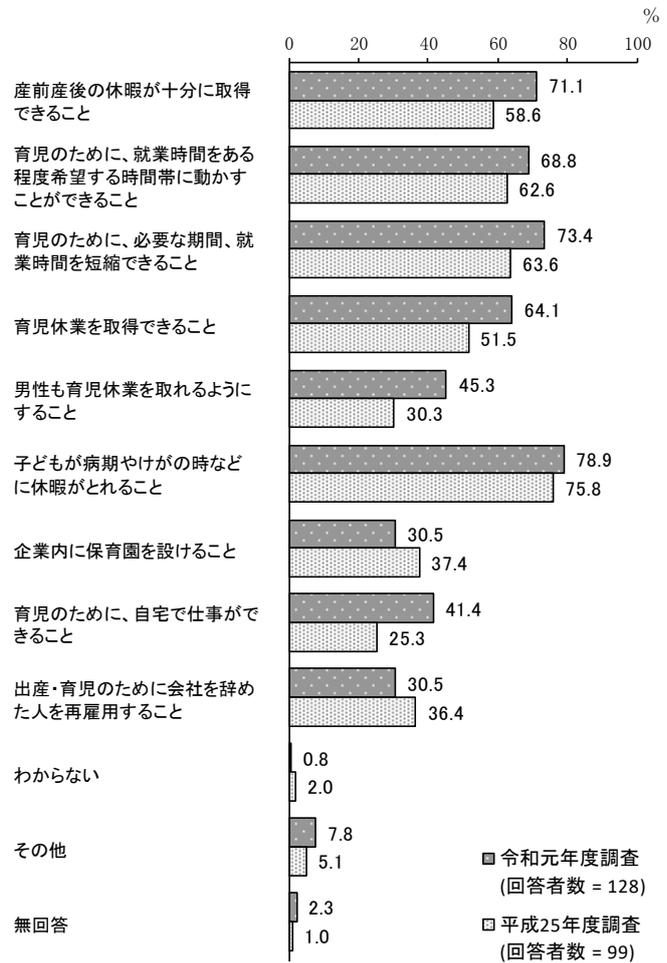
子育てに関する情報の入手先は、「知人、友人」の割合が約半数と最も高く、次いで「インターネット」の割合が4割半ばとなっています。平成25年度調査と比較すると、「親族」「知人、友人」「広報わこう、子育てガイドブック、ネウボラガイド」「市販の子育て情報誌、育児書」の割合が減少している一方で「SNS(Twitter、Facebook等)」の割合が増加しており、インターネットでの情報収集が多くなっていることから、妊婦が正しい情報を見極められるようにする必要があります。



⑦子育てと仕事の両立を図りやすくするために企業に普及してもらいたいと思うこと

仕事を持っている女性が妊娠・出産や子育てと仕事の両立を図りやすくするために、企業に普及してもらいたいと思うことについては、「子どもが病気やけがの時などに休暇がとれること」の割合が約8割と最も高くなっています。平成25年度調査と比較すると、「育児のために、就業時間がある程度希望する時間帯に動かすことができること」「育児のために、必要な期間、就業時間を短縮できること」「育児のために、自宅で仕事ができること」の割合が増加しており、時間や場所などで柔軟な働き方が求められます。

子育てと仕事の両立を図りやすくするために企業に普及してもらいたいと思うこと



## 1 計画の基本理念

### 【基本理念】

#### 「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」

平成 28 年の児童福祉法の改正において、児童が適切な療育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが法に規定され、全ての児童が健全に育成されるように、児童を中心とした福祉の保障が明確化されました。

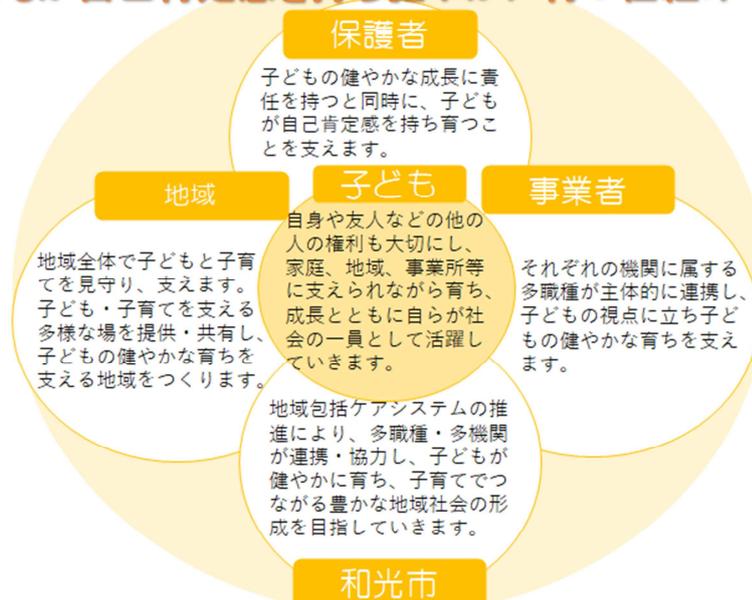
これにより、子どもと子育て世帯への支援において、子どもを中心とした観点をより重視し、子どもが自己肯定感を育ていけるしくみづくりが求められています。

複雑化している社会の中においても、子どもたちが自己肯定感を獲得しながら、社会の構成員として成熟していくためには、その年齢や発達の程度に応じて、個々の子どもが自分の思いや意見を自由に表現し、そして、それを受け止めてもらえる関係や環境（「居場所」）が確保されることが重要です。

本市では、子どもたちの生活に身近な自治体として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども一人ひとりが、家庭や社会の中でかけがえのない個性ある存在として尊重され、その最善の利益が図られるよう、行政・事業者・市民が子どもと子どもの育成を担う保護者と共に重層的、継続的な支援のしくみを構築していきます。

また、将来にわたり持続可能な社会保障制度への視点をもちつつ、平成 27 年度からスタートした子ども・子育て支援新制度のもと、これまでの本市の取組みを継承し、子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、また、子どもたちが新たな時代の担い手として活躍していくためのしくみづくりを充実させていきます。

#### 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ仕組みづくり



## 2 基本目標・基本方針

本市では、保健福祉分野において地域の課題を地域の中で解決するための仕組みである「地域包括ケアシステム」を念頭に置いた各種施策を展開しています。

この仕組みを子ども・子育て施策にも拡げ、市民が地域で自立した生活を送り続けることができる地域づくりを目指し、子ども・子育て施策を推進していきます。

本計画では、基本理念を実現するための基本目標及び基本方針を次のとおり掲げ、具体的な施策・事業を展開していきます。

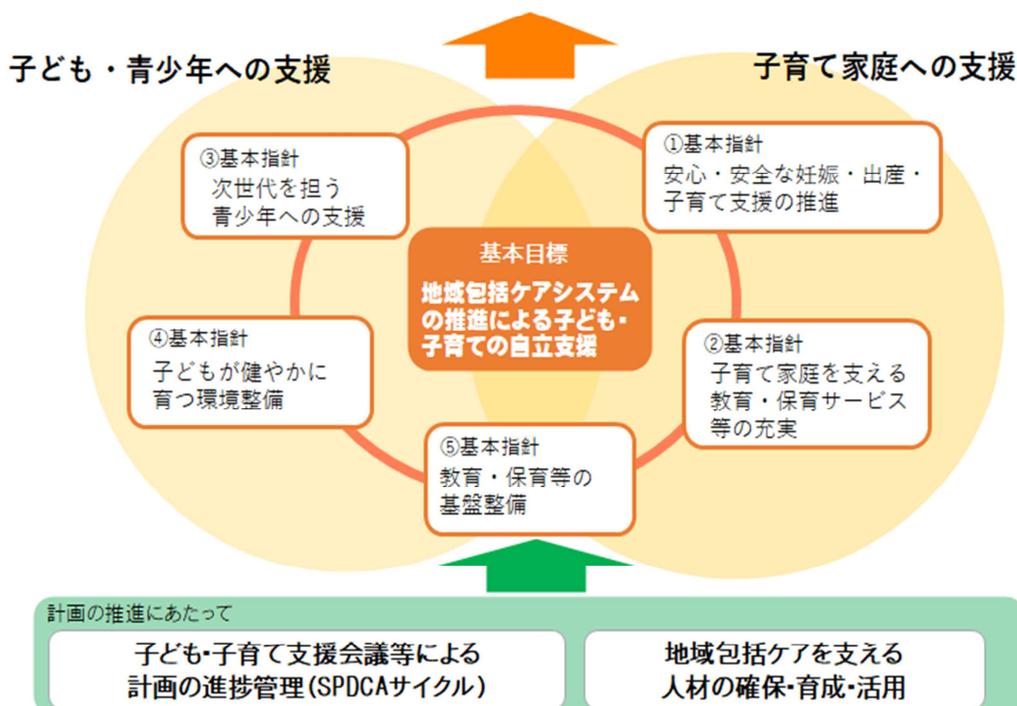
### 【基本目標】

「地域包括ケアシステムの推進による子ども・子育ての自立支援」

### 【施策の基本方針】

- ①安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進
- ②子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実
- ③次世代を担う青少年への支援
- ④子どもが健やかに育つ環境整備
- ⑤教育・保育等の基盤整備

### 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ仕組みづくり



### 3 地域包括ケアシステムとわこう版ネウボラ

#### ■地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、地域の課題を地域の中で解決することを基本として、子ども・子育て家庭、障害児（者）、高齢者等の地域住民に対して個別支援を行うため、あらゆる地域資源（社会資源）を活用して、包括的・継続的につないでいくための仕組みです。

#### ■わこう版ネウボラ

本市では子ども・子育て家庭における地域包括ケアシステムを推進するために、「わこう版ネウボラ」として相談支援体制を整備・推進しています。ネウボラ（neuvola）とはフィンランド語で「アドバイスの場」を意味しており、妊娠期から就学期まで、かかりつけ専門職が母子および家族全体に寄り添い、支える支援制度の名称です。「わこう版ネウボラ」とは、ネウボラを本市の実情に合わせ、妊娠・出産・育児期の切れ目のない支援体制のことを指します。

以前は戸籍住民課で母子健康手帳の交付を行っていましたが、「わこう版ネウボラ」が構築されてからは、地域の子育て世代包括支援センター等で、母子健康手帳を交付するようになり、交付者全員に対し専門職による相談を行っています。相談の結果、支援が必要と思われる妊産婦や子育て世帯については、プランを作成し、多職種多制度の連携により、チームケアによる支援を実践してきました。今後も妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制を推進していくために、日常生活圏域で相談支援を実施する「わこう版ネウボラ」を引き続き推進してまいります。

### 4 計画全体の達成度

今期計画では、基本目標「地域包括ケアシステムの推進による子ども・子育ての自立支援」がどの程度達成できたか、自己評価を行います。

第4章施策の展開において、施策毎に行動目標と達成度を設定するとともに施策に紐づく事業全体の実施状況を含めた評価を行います。

また、計画全体では、子どもと子育ての視点から以下の項目により達成度の評価を行うこととします。

| No. | 評価項目                          | 現状（令和元年度） | 目標（令和6年度） |
|-----|-------------------------------|-----------|-----------|
| 1   | 和光市は総合的に見て「子育てしにくい」と感じる保護者の割合 | 6.5%      | 5.5%未満    |
| 2   |                               |           |           |

## 施策の体系

[ 基本理念 ] [ 基本目標 ]

[ 基本方針 ]

[ 施策 ]

子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり

地域包括ケアシステムによる子ども・子育ての自立支援

### I 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進

- 【重点事業】
- ・利用者支援事業  
地域子育て支援拠点事業  
(子育て世代包括支援センター)
  - ・子ども家庭総合支援拠点整備

① 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化

② 特別な配慮を要する家庭への支援強化

### II 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

- 【重点事業】
- ・(仮称)保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上

③ 「子ども基点」の子どもの育ちと子育ての質の確保・向上

④ 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

### III 次世代を担う青少年への支援

- 【重点事業】
- ・学童クラブとわこうっこクラブの一体型放課後対策事業の整備及び運営

⑤ 子どもの居場所づくり

⑥ 困難を抱えた子どもへの支援

⑦ 学童期・思春期から成人期に向けた青少年健全育成支援

### IV 子どもが健やかに育つ環境整備

- 【重点事業】
- ・広沢複合施設の整備及び運営

⑧ 子どもの健康な心と体をはぐくむ食育推進

⑨ 子どもの主体的な遊び・活動の機会の提供と環境整備

⑩ 子どもを守る安全対策

### V 教育・保育等の基盤整備

⑪ 教育・保育等の基盤整備計画(量の見込みと提供体制)

## 基本方針Ⅰ 安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進

子育ての負担感や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加といった社会状況の中で、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、重層的・継続的な子育て支援の仕組みづくりとして、「わこう版ネウボラ」を推進します。

第2期計画においても、母子健康手帳交付時からの子育て世帯に対する相談及び支援サービス（利用者支援事業）を引き続き取り組みます。医療・保健・福祉・教育などと効果的連携を図るとともに、それぞれの世帯の状況に応じて各種サービスを組み合わせた個別支援計画策定し、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進を図ります。また、子育て世代包括支援センターにおいては、予防の観点から、地域づくりを念頭に置いて、事業運営に取り組みます。

あわせて、配慮を要する世帯等に対する支援を強化するために、子ども家庭総合支援拠点を整備し、虐待の予防・解消を図ります。

**重点事業：①利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業(子育て世代包括支援センター)**

**重点事業：②子ども家庭総合支援拠点整備**

### 施策① 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化

#### 【 施策の方向性 】

本市では、妊娠・出産・子育て等に関する切れ目のない支援を行うため、エビデンスに基づきアセスメント項目を標準化し、支援体制を強化へつなげます。さらに、子育て拠点において、子育て家庭の孤立防止し、地域づくりを推進するために、地域で子育てを支える担い手、支援者づくり等を検討してまいります。

また、安心・安全な出産・子育てができるよう、産前・産後の教室やサービスの充実を図るほか、出産後の母子の健康状況の確認や子育ての不安解消を図るため、こんにちは赤ちゃん訪問や健康診査、各種相談の充実も図ります。

## 【 主な取組 】

| 事業名   | 事業概要  | 今後の方向性  |
|---|---|---|
| <b>重点</b><br>利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）の相談支援<br>（地域包括ケア課） | 子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、必要なサービスの調整等を行う。（母子保健ケアマネジャー配置の子育て世代包括支援センターにおいては母子健康手帳交付を実施する。） | 今後、整備を予定している子ども家庭総合支援拠点と連携して事業を実施する。                            |
| <b>重点</b><br>地域子育て支援拠点<br>（地域包括ケア課）                   | 地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくり等や親子の交流も支援する。   | 地域で子育てを支える担い手、支援者づくりを念頭に事業運営を行う。                                |
| 乳児相談（集団）<br>（ネウボラ課）<br>（地域包括ケア課）                      | 乳児に対して身体計測を行い、月齢に合わせた保健指導を栄養士・保健師・助産師等が行い、育児や離乳食等の相談に応じる。   | 認知度を上げるため、乳児健康診査時等で周知する。  |
| 乳幼児発育・発達相談<br>（ネウボラ課）                                 | 発達専門医（小児神経科医）による発育・発達に遅れのある児に対する相談を行うとともに、適切な医療や早期療育への助言を行う。  | 2021年開設予定の発達支援センターと連携して、事業の見直し等の検討を行う。                          |
| 心理相談<br>（ネウボラ課）                                       | 発達に遅れのある児に対する相談と発達段階に応じた保護者への助言を行う。必要に応じて、発達検査（新版K式発達検査、田中ビネー発達検査等）を実施する。   | 2021年解説予定の発達支援センターと連携して、事業の見直し等の検討を行う。                          |
| 栄養相談<br>（健康保険医療課・保健センター）<br>（ネウボラ課）                   | 親子の栄養に関する相談を電話・来所にて実施する。  | 必要に応じ、家庭訪問を実施する。  |
| 子育てサポート相談<br>（ネウボラ課）                                  | 子育てに悩みを抱える保護者を対象に、心理士による相談・助言を行う。   | 他の母子保健事業及び子育て支援拠点と連携し事業を行う。                                     |
| 妊婦健康診査<br>（ネウボラ課）                                     | 妊娠届出を提出した妊婦に対し、妊婦健康診査（14回）の助成を行う。医療機関において妊娠月週数に応じた問診、診察等により、妊娠経過、合併症及び偶発症について観察し、流・早産等の母・児の障害予防を行うとともに、必要な保健指導を実施する。                    | 今後も継続して実施する。  |
| 産前・産後サポート事業<br>（地域包括ケア課）                              | 市内の子育て世代包括支援センター等において、保健師や助産師等が、産前のプレパパママ教室や産後の新米ママ学級、赤ちゃん教室などの集団を対象とした子育て講座を実施する。  | 今後も子育て世代の孤立の予防、親育ち支援のため継続して実施する。                                |
| 乳幼児全戸訪問事業<br>（こんには赤ちゃん訪問）<br>（ネウボラ課）                  | 助産師又は保健師等が、生後4か月までのお子さんがいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、心身の状況及び養育環境などの把握を行い、相談に応じ助言その他の支援を行う。  | 産後うつ等の早期発見・早期治療、育児支援のため、スリーシート（EPDS・ボンディング等）を実施し、必要な支援事業へ繋げていく。 |

| 事業名                                      | 事業概要  | 今後の方向性  |
|--|---|---|
| 乳幼児健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳4か月）<br>（ネウボラ課） | 対象月齢の児を対象に、保健センターで集団方式で各健康診査を月1回実施。対象月齢に合わせて、各健康診査で各種教室（離乳食教室、歯磨き教室、フッ素塗布等）を実施する。   | 4か月健診では、母支援の強化を目的としてEPDSを実施し、必要な方は支援事業へ繋げていく。<br>さらに、各健診の問診をエビデンスに基づくアセスメントへ変更するため検討を行う。    |
| 予防接種事業<br>（健康保険医療課・保健センター）               | 被接種者（生後2か月から20歳まで）が医療機関で予防接種ができるようにする。被接種者（生後2か月から高校3年生まで）の接種時期が近づいたら、接種勧奨通知を自宅に送付（外国人には、外国語版の予診票を送付）。被接種者の保護者を対象に予防接種に関する相談を電話・来所にて実施する。<br>県外で予防接種を実施できるよう、希望者の申請に基づき、依頼書を発行、償還払いを実施する。 | 新規追加された定期予防接種の周知を行い、対象者がスムーズに予防接種を行えるよう支援する。  |
| ホームスタート<br>（地域包括ケア課）                     | 子育て経験を有し、支援に関する講座を修了した者が、傾聴ボランティアとして家庭等を訪問し、家事等を代行するのではなく共同で行う。   | 今後も継続実施とともに、子育てにおける悩み等について傾聴・助言を行う。   |
| 児童センター・児童館<br>（保育施設課）                    | 幼児サークルや親子製作などの親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援する。   | 子育て世代包括支援センター等と連携し、事業を通じた相談支援の体制を図ることで、子どもや保護者の孤立防止、子ども及び子育て家庭における問題の早期発見をする。               |
| 幼・保・小連絡協議会<br>（学校教育課）<br>（保育サポート課）       | 幼稚園・保育園・小学校が互いに連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼稚園児・保育園児及び小学校児童との交流及び職員間の交流、保育課程・教育課程の編成及び支援・指導方法についての交流等を行う。  | 幼保小連絡協議会において、子供の実態に応じた接続期プログラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）となるように、内容及び取組の見直しを行いながら、効果的な活用を図っていく。 |

## ○行動目標

| No. | 指標                       | 現状（平成30年度） | 目標（令和6年度） |
|-----|--------------------------|------------|-----------|
| 1   | 乳幼児全戸訪問について生後4か月までに全対象訪問 | 100.0%     | 100.0%    |
| 2   | 各乳幼児健康診査の受診率             | 96.8%      | 98.0%以上   |
| 3   | 乳幼児健康診査の未受診者の現認率         | 今後把握予定     | 100%      |
| 4   | BCG 予防接種実施率              | 98.3%      | 100%      |
| 5   | 麻しん風しん第2期予防接種実施率         | 78.9%      | 100%      |

### ○施策の達成度

| No. | 指標                                   | 現状（平成 30 年度） | 目標（令和 6 年度） |
|-----|--------------------------------------|--------------|-------------|
| 1   | この地域で子育てをしたいと思う親の割合<br>（健やか親子 21 調査） | 91.1%        | 92.0%       |
| 2   | 子どもの発育・発達相談・乳児相談の認知度向上               | 77.6%        | 80.0%以上     |

## **施策② 特別な配慮を要する家庭への支援強化**

### **【 施策の方向性 】**

本市では 施策①「妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援強化」を図ること  
とて、子育て家庭の育児不安や負担感、孤立感の軽減を行い、児童虐待の予防支援に  
力を入れてまいります。

また、家族の形態の多様化と複合的な課題を抱えた家庭へにも対応ができるよう、  
関係機関等と連携し必要な支援や情報提供ができる体制の整備を進めてまいります。  
特に配慮や支援が必要な家庭に対しては、必要なサービス調整や関係機関や地域が持  
つ機能を発揮したネットワークによる伴走型の支援を十分提供できるよう、子ども家  
庭総合支援拠点の整備を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等において、各  
機関のさらなる連携と機能の強化を図ることで児童虐待の防止・解消に努めます。あ  
わせて、地域における虐待の事前予防、早期発見、早期対応のために、子どもに関わ  
るさまざまな機関や地域に対し、児童虐待防止活動等子どもの権利擁護に関する啓発  
活動を行います。

#### ※本市における課題把握から支援までの体制

市内の各日常生活圏域に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健ケアマ  
ネジャーや子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠初期の母子健康手帳の交付時か  
ら、ケアマネジャーがアセスメントを行うことで、子育て世帯の状況を的確に把握し、  
必要に応じた相談支援を行います。

アセスメントに当たっては、世帯の課題を身体的状況(妊婦や配偶者の身体疾患、若  
年出産や高齢出産、多胎妊娠等)・精神的状況(妊婦や配偶者の精神疾患、出産や子育  
てに関する過大な不安感等)・社会的状況(未婚、ステップファミリー、支援者不足、  
母国語が外国語等を理由としたコミュニケーション困難等)・経済的状況(離職、失業、  
無職等)に4分類し系統的な把握を行い、それぞれのリスクの重軽に基づき総合的なリ  
スク判定を行っています。

併せて、出産後についても産前に把握したリスクを踏まえ世帯の状況を把握し、対  
象世帯の生活課題が深刻化しないよう、関連施策・機関と連携し必要な支援を実施し  
ます。

【 主な取組 】

| 事業名  | 事業概要  | 今後の方向性   |
|--|---|--|
| <p><b>重点</b><br/>子ども家庭総合支援拠点の整備<br/>(地域包括ケア課)</p>  | <p>子ども・子育てに関する相談・支援・調整及び児童虐待の予防・重度化防止について一元的に対応する機関として子ども家庭総合支援拠点を整備する。</p>   | <p>子ども・子育てに関する相談・支援。調整及び児童虐待の予防・重度化防止について一元的に対応する機関として子ども家庭総合支援拠点を整備し、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携することで、配慮を要する世帯に対しての効果的支援を強化する。</p> |
| <p>ハイリスク妊産婦等への支援<br/>(地域包括ケア課)</p>                 | <p>母子保健ケアマネージャーや子育て支援ケアマネージャーのアセスメントに基づいたケアプランにより、支援を要する世帯に対し、産前・産後ケア事業（家事援助等のヘルパー派遣や新生児及びその産婦を対象としたショートステイ・一時保育等）を実施する。</p>                            | <p>特にリスクの高い世帯について、子ども家庭総合支援拠点との連携を図る。</p>  |
| <p>ひとり親への支援<br/>(ネウボラ課)</p>                        | <p>母子・父子自立支援員がひとり親や離婚検討中の市民に対し、相談支援を行い、児童扶養手当や、医療の一部助成などの各種手続き、就労支援などを行う。また、ひとり親世帯の課題に応じて、必要なサービスにつなげる。</p>   | <p>児童扶養手当の受給者の状況を把握するためのアンケート調査を実施し、今後の対応について検討する。</p>   |
| <p>障害児・者への支援<br/>(社会援護課)</p>                       | <p>障害児への支援は児童福祉法に定める障害児福祉計画を包含した和光市障害福祉計画に基づき、各種事業を展開する。具体的には、手帳交付、手当・年金・医療費の案内・手続きのほか、必要な障害福祉サービスの調整、支援などを行う。</p>                                      | <p>障害児の成長に合わせて障害福祉サービスの見直しを行い、当該障害児が真に必要な障害福祉サービスを利用できるように支援を行う。</p>   |
| <p>障害児保育<br/>障害児一時保育<br/>(保育サポート課)</p>             | <p>障害児の健全な成長を促進するため、障害児と他の児童との集団保育を行う。</p>  | <p>今後も障害児保育を担う人材の確保や育成を行い、保育士が確保できないことを理由に利用を保留することのないように努める。</p>  |
| <p>生活困窮世帯への支援<br/>(社会援護課)<br/>(地域包括ケア課)</p>        | <p>経済面だけでなく、健康や家庭、生活面などにも課題を抱える生活困窮世帯の自立を支援するため、和光市生活困窮者自立支援計画に定める各事業を実施する。</p>   | <p>引き続き各事業を実施し、経済的困窮により養育環境に課題を抱えた世帯に必要な支援を行う。</p>   |
| <p>外国籍の子ども・子育て家庭への支援<br/>(地域包括ケア課)<br/>(ネウボラ課)</p> | <p>子育て支援拠点において、外国人親子の集い等の交流会を実施する。<br/>母子健康手帳の交付時やこにちは赤ちゃん訪問など英語対応が必要な家庭には英語版の書類の交付、英語対応可能な助産師等による対応などを行う。<br/>市役所窓口においては、外国語対応協力職員制度を活用し、多言語に対応する。</p> | <p>引き続き各事業を実施し、言語野文化の違いにより生じる生活課題について、当該世帯に必要な情報を提供する等、世帯状況に応じた支援を行う。</p>  |
| <p>(虐待対策)<br/>虐待対応要保護児童対策地域協議会<br/>(地域包括ケア課)</p>   | <p>保護・支援を要する児童について、必要な措置・支援を講ずる。支援方針については要保護児童対策地域協議会の中で関係機関を交え協議を行う。</p>   | <p>子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターと連携し、児童虐待等子どもの保護・支援に係る調整を行う。</p>   |

| 事業名                                   | 事業概要  | 今後の方向性  |
|---------------------------------------|---|---|
| <教育と福祉の連携><br>就学相談・就学支援委員会<br>(学校教育課) | 市内小中学校の校長や教頭、特別支援学級の担当教員や教育支援センターのスタッフ等が、和光市内在住の児童・生徒及び就学予定者で、教育上の特別な配慮を要すると思われるお子さんの就学に関し、心配事やお困りごとのある保護者の相談支援を実施する。 | 就学相談の事前周知の徹底により、就学相談件数が大幅に増加している。相談体制組織及び相談の進め方等について改善を図る一方で、個々のケースを大切にした相談の質は今後も維持をしていく。 |

### ○行動目標

| No. | 指標              | 現状 (平成 30 年度) | 目標 (令和 6 年度) |
|-----|-----------------|---------------|--------------|
| 1   | 子ども家庭総合支援拠点の整備数 | 0か所           | 1か所          |

### ○施策の達成度

| No. | 指標   | 現状 (平成 30 年度) | 目標 (令和 6 年度) |
|-----|--|---------------|--------------|
| 1   | こんにちは赤ちゃん訪問で母子保健ケアマネジャーが訪問した母の4か月健診でのEPDS改善率           | 今後把握予定        | 改善           |
| 2   | 「育てにくさ」を感じた時に相談先など、何らかの対処方法を知っている親の割合<br>(健やか親子 21 調査) | 89.8%         | 90.0%以上      |

## 基本方針Ⅱ

## 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

市では、待機児童解消のために基盤整備を進めてきました。それに伴い様々な運営主体の参入が進んでいることから、どの保育施設に入所しても、保育所保育指針に示された子どもへの適切な保育と保護者支援がなされるよう質の確保・向上を図ります。

また、令和1年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設の利用も無償化の対象となったことから、認可保育施設のみならず認可外保育施設の質の向上に向けた更なる支援も必要になっています。

本市では、第1期計画期間中に、既存の公設公営保育所に関して、経営面を含め、その役割・運営方式の検討を行い、公設公営保育所の在り方に関する方針を定めました。公設公営保育所1園を民設化することにより捻出した人材と財源を活用し、今後の公設公営保育所は、保育所保育指針に最も忠実でかつ各種ガイドラインなども踏まえたベーシックな保育所として運営を行います。また、医療的ケア児を含む障害児保育等を積極的に実施するとともに在園児だけではなく地域の子育て世帯への支援を行うなど、地域に開かれた保育施設を目指します。

さらに、市内の様々な運営主体による保育施設がそれぞれの特色や優れたスキルを活かしつつ、市全体の保育の質や子育て支援力、そして地域の子育て力を向上させていくため、(仮称)保育センターを設置します。公設公営保育所がネットワークの中心を担い、研修や会議を実施し、保育の質が向上する仕組みを構築します。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり保育、病後児保育等にかかるサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保にも努め、預けたいときに預けられる子育て環境を目指してまいります。

**重点事業** : (仮称)保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上

### 施策③ 「子ども基点」の子どもの育ちと子育ての質の確保・向上

#### 【 施策の方向性 】

子どもたちが変化の大きいこれからの時代を生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学びに向かう力や豊かな人間性などの確かな力を身につける必要があります。特に、生活や遊びを通して行われる総合的な教育・保育により自己肯定感を育て、自ら主体的・意欲的に関わられるような環境を整えることが重要です。

乳幼児期からの子どもの発達や学びの連続性を重視し、意欲や自尊感情を高める取組を推進しながら、主体的で対話的な深い学びを目指す学校教育へと連携し、市の特徴を活かした子どもの育ちと子育ての質の確保・向上を図ります。

## 【 主な取組 】

| 事業名   | 事業概要  | 今後の方向性  |
|---|---|---|
| <b>重点</b><br>(仮称) 保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上<br>(保育施設課)<br>(保育サポート課) | 保育士同士の情報共有・連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設(認可外保育施設を含む)の巡回支援や、保育の質の向上のための研修内容や教材の研究、更には在園児以外の子ども・家庭に対する新たな事業の検討などを行う。 | 令和4年度から本格的な(仮称)保育センターを始動するための準備として、保育の考え方・基本となる研修材料の研究を行うほか、市内保育施設等の得意分野を含めた実情を把握するとともに個別支援等に繋がる情報の収集・整理等を行う。(仮称)保育センターの開設後は、研修材料の研究を生かした保育施設等への研修、市内の保育施設への巡回支援、保育に関する相談窓口等、順次事業概要を展開する。 |
| 保育士等に対する研修<br>(保育サポート課)   | 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくりを目指し、地域包括ケアシステムの理解と保育所保育指針に基づく保育の実践を図るため、講義や体験形式等様々な方法による研修を実施する。                 | 継続して研修を実施するほか、地域の子ども・子育て家庭への支援ができる人材を育成する。  |
| 子ども・子育て支援事業従事者の質の確保・向上<br>(ネウボラ課)<br>(地域包括ケア課)                      | 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくりを目指し、地域包括ケアシステムの理解とアセスメント力の向上を図るため、ケース検討会等による研修を実施する。また、県等が主催する研修の受講も促進する。        | 妊娠・出産・子育て等に関する切れ目のない支援を行うため、エビデンスに基づきアセスメント項目を標準化し、アセスメント力の向上を図る。   |
| 子育て支援員研修・放課後児童健全育成事業研修<br>(保育施設課)                                   | 保育士の資格を有しない者に対して、地域型保育事業等に従事するため、子育て支援員研修を実施するとともに、埼玉県主催の同研修の受講も促進する。                                     | 市内小規模保育事業所等の基準及び質を確保するため、地域型保育事業に係る子育て支援員研修を継続して実施する。   |
| 指導監査・運営指導<br>(保育施設課)  | 市内全民間保育施設に対し、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令及び関係条例等に定める民間保育所等の設備、運営等に係る基準の周知徹底や過誤・不正の防止を図るため指導及び監査を年1回以上実施する。    | 指導・監査の際、口頭指導や周囲事項がある場合等は、改善がなされるまで継続的に指導又は支援を実施する。  |
| 産前・産後サポート事業<br>(地域包括ケア課)  | 再掲 ( P 3 4 )  |   |

## ○行動目標

| No. | 指標                              | 現状(平成30年度) | 目標(令和6年度) |
|-----|---------------------------------|------------|-----------|
| 1   | 年に一度以上の研修を受けた保育士の割合             | 今後把握予定     | 100.0%    |
| 2   | 民間保育施設に対する指導監査(実地指導)の全園実施(1回/年) | 全園実施/年     | 全園実施/年    |

### ○施策の達成度

| No. | 指標  | 現状（平成 30 年度） | 目標（令和 6 年度） |
|-----|---|--------------|-------------|
| 1   | 「子育てに関して気軽に相談できる先は誰（どこ）か」に対して「保育士」「子育て支援施設」と答える人の割合 | 51.9%        | 55.0%       |

## 施策④ 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

### 【 施策の方向性 】

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、日曜日・祝日・年末年始等の多様な保育サービスについても、計画的に教育・保育事業を整備します。

### 【 主な取組 】

| 事業名                              | 事業概要   | 今後の方向性   |
|----------------------------------|--|--|
| 時間外保育（延長保育）<br>（保育サポート課）         | 在園児を通常の利用時間以外の時間においても継続的に保育を行う。  | 今後も、時間外保育に従事する人材の確保を行うと共に、適切な利用料金の設定を行い、事業が円滑に実施できる環境を整える。                         |
| 休日保育<br>（保育サポート課）                | 保護者が就労等により休日に就学前児童を家庭で保育できない場合にみなみ保育園一時保育室で子どもを預かり、必要な保育を行う。（1日あたり10名）     | 今後も、保育を担う人材の確保に努めると共に、利用状況に応じて定員の見直しを検討するなど、事業についての状況把握をより丁寧に行い、事業が円滑に実施できる環境を整える。 |
| 年末保育<br>（保育サポート課）                | 保護者の就労等により、年末の12月29日・12月30日（日曜日は実施なし）に保育ができないときに「にいくら保育園」で保育を行う。（1日あたり10名） | 今後も、利用動向を注視し、事業が円滑に実施できる環境を整える。  |
| 育成一時保育<br>（保育サポート課）              | 心身に障害を有する児童を持つ保護者の家庭保育に伴う心理的又は肉体的負担を軽減するため、ほんちよう保育園で一時的に保育を行う。             | 今後も、利用動向を注視し、事業が円滑に実施できる環境を整える。  |
| 病児・病後児保育<br>（保育サポート課）            | 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に一時的に保育を行う。                                       | 今後も、利用者ニーズや利用動向を注視し、事業が適切に提供できる環境を整える。   |
| 一時預かり<br>（幼稚園の延長保育）<br>（保育サポート課） | 幼稚園において、教育時間の前後や土曜日などに一時的な預かりを実施する。  | 今後も、利用状況や幼稚園の意向も踏まえつつ、安定的に事業が提供できる環境を整える。  |
| 一時保育<br>（保育サポート課）                | 保護者の就労形態の多様化や傷病等により保育が必要となる児童を一時的に預かり、必要な保育を行う。                            | 今後も、公設園では、利用目的毎の定員に留意し、適切な利用環境を整える。また、民設園では安定的に実施できるよう必要な対応を図るなど、実施環境を整える。         |

| 事業名                                       | 事業概要  | 今後の方向性   |
|---|---|--|
| 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）<br>（地域包括ケア課） | 子育て短期支援事業は、保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、短期的に児童養護施設等で子どもの養育・保護を行う事業である。本市においてはファミリーサポートセンター事業や緊急サポート事業において宿泊保育を実施している。<br>（事業詳細についてはファミサポ参照） | 社会的養護を伴う児童の短期預かりについて、実際のニーズ等を把握したうえで、整備について検討を行う。                                |
|   | 産後ケア事業として新生児およびその産婦を対象としてショートステイ（母子一体）を実施する。産後親族等支援者の支援を受けることが難しい世帯や、産婦の身体・精神的に支援を要する世帯について、看護師や助産師が常駐する施設においてケアを行う。                      |  |
| ファミサポ（産前・産後サポート事業）<br>（地域包括ケア課）           | 妊娠期から生後43日までの期間で、妊娠中や産後を安心して過ごせるよう家事や育児を地域でサポートする。  | 保育所や一時保育の利用ができない出産前後の世帯について、今後も協力会員（有償ボランティア）の力を活用して、地域互助による育児負担の軽減を図る。          |
| ファミリー・サポート・センター事業<br>（地域包括ケア課）            | 生後44日から12歳までのお子さんのいる家庭において、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と手助けできる人（協力会員）による、地域における相互援助活動を実施する。   | 今後も協力会員（有償ボランティア）の力を活用して、地域互助による育児負担の軽減を図る。併せて、協力会員の増加を図るため、養成講座の在り方についても見直しを行う。 |
| 緊急サポート・センター事業<br>（地域包括ケア課）                | 小学校卒業前までの児童について、病児や病後児、緊急時や宿泊を伴う預かりを実施する。預かりは原則として地域のサポート会員の宅にて行う。  | ファミリーサポートセンター事業と同様   |

### ○行動目標

| No. | 指標  | 現状（平成30年度） | 目標（令和6年度） |
|-----|---|------------|-----------|
| 1   | 公設園では20時まで、民設園では利用者ニーズを踏まえた実施希望時間までの時間外保育（延長保育）が実施できている割合 | 100.0%     | 100.0%    |

### ○施策の達成度

| No. | 指標   | 現状（平成30年度） | 目標（令和6年度） |
|-----|--|------------|-----------|
| 1   | 休日保育・年末保育を希望したが利用できなかった子どもの割合                              | 令和元年から把握予定 | 10.0%未満   |
| 2   | 一時保育において、曜日・時間合わない（一時保育室等に空きがなかった場合も含む）理由で一時保育を利用していない人の割合 | 令和元年から把握予定 | 10.0%未満   |
| 3   | 病児・病後児保育を希望したが利用できなかった子の割合                                 | 15.7%      | 10.0%未満   |
| 4   | ファミサポ養成講座の実施による協力会員数                                       | 120人       | 150人      |

## 基本方針Ⅲ 次世代を担う青少年への支援

和光市では、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童クラブと、わこうっこクラブ・子ども教室を一体的に事業を推進するものを一体型放課後対策事業と位置づけ、全小学校での一体的運営を目指します。子どもが社会や地域に参加し、地域の中でさまざまな人や物事に触れ合い、体験や経験を重ねることによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。

また、子ども自身や保護者の抱える悩みが多様化する中で、困った時に気軽に相談できる体制を充実するとともに、子ども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、子ども自身をサポートしていきます。

さらに、インターネットの普及等による有害情報や有害環境に接触する機会が増えていることから、メディアリテラシーの向上による情報の適正利用や非行・犯罪の被害者・加害者にならないための支援を行い、青少年の健全育成を図ってまいります。

**重点事業**： 学童クラブとわこうっこクラブの一体型放課後対策事業の整備及び運営

### 施策⑤ 子どもの居場所づくり

#### 【 施策の方向性 】

地域住民等の参画を得て、子どもたちの放課後の遊びと学びの場として充実が図れるよう、学童クラブとわこうっこクラブの一体的な実施等その運営方法も含めて検討していきます。

児童館においても、地域の住民と連携して、子どもの居場所や子育て親子の拠点としての機能拡充を図るとともに、児童館内の遊びだけでなく、野外での遊びの場と機会を提供するなど、近所で利用できる野外事業や親子ひろば事業の充実を図ります。

#### 【 主な取組 】

| 事業名  | 事業概要  | 今後の方向性  |
|--|---|---|
| <b>重点</b><br>学童クラブとわこうっこクラブ一体型放課後対策事業の整備及び運営<br>(保育施設課)<br>(生涯学習課) | 新・放課後子ども総合プランに基づき、小学校9校において、学童クラブとわこうっこクラブを一体型施設又は一定的な運営により事業を展開する。 | 学童クラブの新たな指定管理期間に併せて、地域の協力を得ながら学童クラブとわこうっこクラブを一体的に運営することのできる事業者を選定し、一体施設又は一体的な運営による放課後対策事業を実施する。 |

| 事業名                                    | 事業概要   | 今後の方向性   |
|--|--|--|
| 学童クラブ<br>(保育施設課)                       | 小学校に就学している児童で、保護者が就労等により保育を必要とする場合に、放課後や長期休暇時において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。                      | 支援の必要な児童に対応するため、放課後児童支援員の質の向上を図るとともに、わこうっこクラブに参加する児童等の交流時間を確保するなど適切な遊び及び生活の場を充実させる。  |
| 放課後子供教室<br>(わこうっこクラブ・子ども教室)<br>(生涯学習課) | 放課後に小学校の余裕教室等を活用した放課後の安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。 | 新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子供教室にわこうっこクラブを位置づけ、わこうっこクラブに子ども教室を包含するとともに、学童クラブとわこうっこクラブが連携して事業を実施する。<br>また、わこうっこクラブを市直営から委託事業とし、学童クラブと一体的に事業を実施する。                                 |
| 児童センター・児童館<br>(保育施設課)                  | 児童に健全な遊び(スポーツイベントや農業体験、工作活動等を通じた運動と学習体験の場の提供等)を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設を設置、運営する。            | 開館時間の延長や、ランドセル来館(一時帰宅をせずに来館できる仕組みづくり)を検討し、平日の学童に対するイベントの充実を図るほか、自宅が児童館から遠い児童に対しても放課後の居場所として機能できる環境整備を進める。  |
| 中高生への夜間開放事業<br>(保育施設課)                 | 日中の児童館利用が難しい中高生児童に対し、施設開放時間を延長することで利用できる環境を整え、安心して過ごすことができる居場所の確保を図る。                              | 恒常的な開館時間の延長や、多様な目的に対応できる居場所となる環境の整備を進め、中高生にとって魅力ある居場所とする。<br>新設する総合児童センターにおいて、恒常的に8時まで開館し中高生が平日の学校生活後に利用できる環境を整備するほか、アリーナのみならず音楽活動を実施できるスペース等を設けることで多様な活動ニーズに対応できるようにする。 |
| 図書館・公民館<br>(生涯学習課)                     | 図書館や公民館図書室において、子どもたちが図書に触れることのできる機会を提供する。また、一部の公民館ロビー等を子どもたちの勉強や遊びのスペースとして提供する。                    | 図書館では、読書スペースのレイアウト変更により、見守りができるような配置とする。また、日時を限定して必要に応じて会議室を提供する。  |
| 総合体育館<br>(運動のできる居場所)<br>(スポーツ青少年課)     | 子どもたちが友人と卓球やバスケット等のスポーツ活動ができる場を設ける。  | 小学生向けのコース型教室の拡充をする。中高生においては、夏休み等の長期休みに専用利用できるスペースの時間枠を新設する。  |

○行動目標

| No. | 指標                               | 現状（平成 30 年度） | 目標（令和 6 年度） |
|-----|----------------------------------|--------------|-------------|
| 1   | 小学校 9 校における学童クラブとわこうっこクラブの一体的な運営 | 0 か所         | 9 か所        |
| 2   | 児童センター（館）の中高生の利用者数               | 7,356 人      | 8,906 人     |

○施策の達成度（案）

| No. | 指標                  | 現状（平成 30 年度） | 目標（令和 6 年度） |
|-----|---------------------|--------------|-------------|
| 1   | わこうっこクラブにおける中学年の登録率 | 54.0%        | 80.0%       |
| 2   | 学童クラブの待機児童数         | 64 人         | 0 人         |

## 施策⑥ 困難を抱えた子どもへの支援

### 【 施策の方向性 】

いじめや引きこもり、不登校など様々な困難な事情を抱えた青少年への支援について、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を踏まえ事業を推進するとともに、和光市子供いじめ条例及び毎年度の和光市教育行政の基本目標と重点施策に基づき、「生徒指導・いじめ・不登校対策の推進」等の取り組みを進めてまいります。

また、青少年の有する困難が多様化する中、子ども自身や保護者、関係機関等が個々の困難に応じた適切な支援機関につながるができるよう相談機関等の情報を一元化して提供するなどの取り組みを行います。

### 【 主な取組 】

| 事業名                                   | 事業概要  | 今後の方向性  |
|---------------------------------------|---|---|
| 教育支援センターによる相談支援<br>(学校教育課)            | 教育支援センターにおいて、相談を希望する保護者や児童生徒、教職員等に対し、教育支援センターでの面談や電話相談、学校訪問等の対応を行う。   | 学校が必要とする支援について相談に応じ、支援人材と学校をつなぐ教育支援人材コーディネート事業の実施に努める。                        |
| 学校教育相談<br>(学校教育課)                     | 市内全ての小・中学校に設置している相談室において、小・中学校に教育相談員、中学校にはさわやか相談員を配置し児童生徒の相談支援を行う。さらに小学校においてもスクールカウンセラーの巡回相談を実施することにより学校における相談体制の充実を図る。 | スクールカウンセラーの配置をはじめとする援助資源を活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制が図れるように努める。              |
| いじめ問題対策連絡協議会<br>(学校教育課)               | 「和光市子供のいじめ防止条例」に基づき、いじめの防止にかかる市と学校、事業者、各関係との連携を図り、早期発見・早期対応に向けての協議を行う。  | いじめをもれなく認知し、解決に向け具体的に対応していくために、教職員に改めていじめの定義を確認し、積極的な認知を行い、いじめの解消を図る。         |
| 適応指導教室<br>(学校教育課)                     | 長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、和光市教育支援センターの適応指導教室において、学校に復帰することを目的として、学習の援助等を行う。  | 適応指導教室での本人の様子や状況等に関して、該当校の管理職及び担任等と適応指導担当が情報共有を密に行っていく。                       |
| 外国籍の児童生徒への日本語学習支援<br>(学校教育課)          | 日本語の指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導員を配置する。  | 日本語の指導を必要とする児童生徒の学習支援を行う。   |
| 学習支援<br>(社会援護課)                       | 生活困窮世帯の児童・生徒に対し、公民館を活用した学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援する。  | 引き続き学習支援教室を開催し、生活困窮世帯の児童・生徒に対する学習支援を行う。                                       |
| 学童、児童センター・児童館等による相談支援機能の強化<br>(保育施設課) | 利用する児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの育児相談等にも対応をする。気になる事項があった場合は、必要に応じ関係機関（市、相談センター、警察等）に情報を共有し対応を図る。                             | 子育て世代包括支援センター等と連携し、事業を通じた相談支援の体制を図ることで、子どもや保護者の孤立防止、子ども及び子育て家庭における問題の早期発見をする。 |

| 事業名                        | 事業概要  | 今後の方向性   |
|----------------------------|---|--|
| 自殺防止対策<br>(健康保険医療課・保健センター) | 市内小学校4年生～6年生及び中学生に対し、夏休みの課題として”いのちの標語”の募集を行う。<br>また、毎年9月には「和光市「こころ」の健康づくり月間」、3月に「自殺対策強化月間(国指定)」として広報に相談機関案内とこころの体温計案内(特集)を行う。 | 小・中・高校生向け健康アンケートの結果を分析し、学校および教育委員会と共有、連携して対策を検討する。相談機関案内を対象者別に分けわかりやすいものに変更し、広報やホームページだけでなくツイッターを活用する。相談員の研修を実施する。 |
| 各種相談機関の情報提供<br>(スポーツ青少年課)  | 各種相談機関の問い合わせ先を一元化し、周知・啓発をしていく。  | チラシの配布やホームページに掲載する。  |

### ○行動目標

| No. | 指標                   | 現状(平成30年度) | 目標(令和6年度) |
|-----|----------------------|------------|-----------|
| 1   | 教育相談員・さわやか相談員の研修会の実施 | 10回/年      | 10回/年     |
| 2   | 自殺対策に関わる職員の研修会の実施    | なし         | 1回/年      |
| 3   | 相談窓口の情報を一元化したチラシの配付等 | 1回/年       | 1回/年      |

### ○施策の達成度

| No. | 指標                     | 現状(平成30年度) | 目標(令和6年度) |
|-----|------------------------|------------|-----------|
| 1   | 学習支援教室に参加する中学3年生の高校進学率 | 100.0%     | 100.0%    |

## 施策⑦ 学童期・思春期から成人期に向けた青少年健全育成支援

### 【 施策の方向性 】

青少年が夢や希望を持ち、自分自身を大切にし健やかに成長することができるよう、非行、飲酒・喫煙の防止、薬物乱用等の防止教室を行うことで未然防止や早期対応に取り組めます。

また、スマートフォン等の急速な普及により、青少年の生活や環境に大きな影響を与えていることから、青少年を取り巻く有害環境等の健全化を図るため、地域における企業や団体等の協力を得て、地域全体で有害環境から青少年を守る取り組みを進めてまいります。

また、青少年を取り巻く有害環境の健全化を図るため、家庭や地域における教育力を高めます。

### 【 主な取組 】

| 事業名                                     | 事業概要   | 今後の方向性   |
|---|--|--|
| 学校教育における<br>青少年健全育成の推進<br>(学校教育課)       | 毎年、各小・中学校において警察や関係機関と連携し、薬物乱用防止教室と非行防止教室を実施し、啓発を行う。中学校においては、ネットモラル講演会を行い、企業等から講師を招き、子どもの健全育成を図る。     | 薬物乱用防止教室では、引き続き薬物の危険性を伝え、薬物に手を出さない環境づくりを進める。非行防止教室については、児童生徒が非行行動を取らないように、日ごろから学校と家庭との連絡を密に取り合う。ネットモラル講演会では、多様化するネットトラブルの状況を鑑み、内容の見直しを行い、改善を図っていく。 |
| 青少年問題協議会<br>(スポーツ青少年課)                  | 和光市青少年問題協議会条例に基づき、青少年問題に係る関係機関の連携に関する事項や、市が実施する青少年問題に係る施策及び取り組みの推進、啓発に関する事項を協議し、青少年問題を総合的かつ効果的に推進する。 | 和光市の現状を踏まえた青少年問題のテーマを決め、そのテーマに沿った取り組みを実施していく。  |
| 青少年への有害環境対策<br>や非行防止活動の促進<br>(スポーツ青少年課) | 青少年育成関係団体と連携し、有害環境の浄化や非行防止への取り組みを実施する。   | 有害環境の浄化では、新規テーマの他、以前に取り組んだテーマの情報を更新して、再啓発活動を行う。非行防止については、青少年育成関係団と協議のうえ、取り組みを実施していく。   |
| 青少年育成推進員会<br>講習会の実施<br>(スポーツ青少年課)       | 地域に青少年育成運動の趣旨を普及し、望ましい環境づくりを促進する活動を行う青少年育成推進員に対し、青少年期の子どもの教育について、家庭教育でできることを学ぶための講習会を実施する。           | 講習会の参加人数を増やしていく。   |

| 事業名                                   | 事業概要   | 今後の方向性   |
|---------------------------------------|--|--|
| 未成年の喫煙・飲酒防止対策等の推進<br>(健康保険医療課・保健センター) | 全世代対象として、市民まつり健康フェアでの喫煙に関するパネル、肺モデルの展示、ポスター、リーフレットの配布を実施   | 小・中・高校生向け健康アンケートの結果を分析し、学校および教育委員会と共有、連携して対策を検討する。 |
| 青少年育成推進員会青少年をまもる店訪問調査活動<br>(スポーツ青少年課) | 青少年の健全な成長を阻害し、非行のきっかけになる恐れのある商品を「売らない」「置かない」「買いにきたら注意を促す」について協力をする青少年をまもる店協力店に、青少年育成推進員が訪問し、青少年の購買状況や、地域の様子などの調査を行う。 | 青少年をまもる店の協力店舗数を増やしていく。                             |

### ○行動目標

| No. | 指標                                  | 現状（平成30年度） | 目標（令和6年度） |
|-----|-------------------------------------|------------|-----------|
| 1   | 薬物乱用防止教室・非行防止教室の実施率                 | 100.0%     | 100.0%    |
| 2   | 各小中学校の保護者への青少年育成推進員会講習会開催リーフレットの配布  | 0校         | 12校       |
| 3   | ホームページ・広報紙での青少年をまもる店の新規加盟店舗募集の啓発を行う | 0回／年       | 1回／年      |

### ○施策の達成度

| No. | 指標  | 現状（平成30年度） | 目標（令和6年度） |
|-----|---|------------|-----------|
| 1   | 将来の夢や目標を持っていますか（小学校）あてはまる、どちらかといえばあてはまると回答した児童の割合 | 81.0%      | 85.0%     |
|     | 将来の夢や目標を持っていますか（中学校）あてはまる、どちらかといえばあてはまると回答した生徒の割合 | 72.6%      | 80.0%     |
| 2   | 高校生の飲酒・喫煙率  | 令和元年度把握予定  | 0.0%      |

## 基本方針Ⅳ 子どもが健やかに育つ環境整備

基本理念である自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくりを推進するために、小さいころから「食」に対する親しみや知識、選択する力を持つことにより、成人期における生活習慣病等の予防支援を行い、健康な体をはぐくむ食育の推進を行います。食育の推進に当たっては、和光市食育推進計画に基づき、企業・事業者・地域団体・ボランティア等の様々な関係者が主体的かつ多様に「連携・協働」しながら公民協同を実現するため「食育推進コンソーシアム会議」を設置し推進してまいります。

また、長期休館となっている和光市総合児童センタープール棟及び老朽化が進んでいる総合児童センター本館棟の建て替えに伴い、隣接する国有地を合わせて活用し、総合児童センター、認定こども園、学童クラブ、市民プール、児童発達支援センター及び保健センターの機能を備えた複合施設として広沢地区の新たな拠点を整備します。

子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図り、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

### 重点事業： 広沢複合施設の整備及び運営

## 施策⑧ 子どもの健康な心と体をはぐくむ食育推進

### 【 施策の方向性 】

和光市食育推進計画に基づき、食に関する知識の普及啓発及び伝統的食文化の継承を行うため、保育所・認定こども園・幼稚園や学校等において、子どもや保護者に対して「食」への関心・理解を深め、将来的な健康の基盤づくりの取り組みを進めます。。

また、母子に対して、妊婦検診や乳幼児健康診査等に基づき、個別の栄養マネジメントを実施し、母子の栄養リスクの軽減を図ります。

### 【 主な取組 】

| 事業名                                       | 事業概要   | 今後の方向性   |
|---|--|--|
| 保育園等における食に関する取組（子ども向け／保護者向け）<br>（保育サポート課） | 保育園に入所している子どもに対し、日々の給食提供や食育活動を通して健やかな心と体を育めるよう支援するとともに、保育施設の取り組みを通じて保護者支援を行う。また、学童クラブの補食においても、同様に行う。 | 今後は、保護者向けに作成している食育レシピなどを、保護者の意見も取り入れながらよりニーズに合ったものを提供できるよう工夫する。学童クラブにおいては、栄養士が補食の内容を確認し、量や栄養バランスについて助言を行う。 |

| 事業名   | 事業概要  | 今後の方向性  |
|---|---|---|
| 学校教育における食に関する取組（子ども向け／保護者向け）<br>（学校教育課）           | 食育レシピ集のホームページ掲載、給食試食会や地産地消の推進、「早寝早起朝ごはん」の国民運動の実施（啓発活動等）などを実施することにより子どもや保護者への食育に関する支援の充実を図る。                         | 引き続き、子どもや保護者への食育に関する支援の充実を図る。   |
| 友好都市「十日町産魚沼コシヒカリ」の給食使用<br>（学校教育課）                 | お米の産地である友好都市の十日町市を広くPRするため、10月から3月までの月1回、十日町産魚沼コシヒカリを市内小中学校で使用する。   | 引き続き、友好都市である十日町が産地であるお米をPRするため、事業を継続する。   |
| みどりの学校ファームによる栽培体験活動<br>（学校教育課）                    | 心身共に発育段階にある児童や生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけることねらいとし、学校単位で農園を設置し、植え付けから収穫までの複数の生育過程を学ぶ。 | 農業者や地域住民の協力を得ながら、望ましい勤労観や職業観を育成し、各学校の特色を生かした体験活動を教育活動に位置付けていく。                              |
| 乳幼児健診時栄養教室<br>（ネウボラ課）                             | 乳幼児健康診査時、管理栄養士による離乳食教室や、幼児食に関する教室や相談を行う。  | 市民のニーズに応じた内容変更の検討を行う。   |
| 乳幼児健診時むし歯予防教室<br>（ネウボラ課）                          | 乳幼児健康診査時、歯科衛生士によるむし歯を予防するための教室を行う。  | 継続して実施する。   |
| 栄養マネジメント<br>（地域包括ケア課）                             | 管理栄養士により、乳児及びその保護者に対し栄養指導計画を作成し、栄養指導及び調理支援を行う。  | 子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターと連携し、今後も事業を継続する。   |
| 健康フェア<br>（健康保険医療課・保健センター）                         | 食育コンソーシアム会議の取り組みとして、健康フェア時に食育ブースを設置し、ライフステージ毎の食生活見直しポイントの啓発ポスターを掲示、減塩メニューの試食提供、味覚チェック、栄養相談、食に関する情報提供等を行う。           | 来場者に対し日頃の食生活を見直すきっかけを作り、食に関する正しい情報提供を行うと共に、食育コンソーシアム会議構成員の健康フェア参加率を高め地域一体型のわこう版食育の普及・啓発を図る。 |
| 子育て支援拠点での食育講座の実施<br>（地域包括ケア課）<br>（健康保険医療課・保健センター） | 食育コンソーシアム会議の取組として、食育推進計画の「ライフステージ別の食育の推進」に基づき子育て支援拠点において、構成員と協働で保護者とその子供に対して食育講座を実施する。                              | 食習慣の基礎や食べる機能の発達、味覚形成に大きく影響する子育て世代の家族に対し、食の助言・支援を行い、将来的な健康の基盤づくりの取組を進める。                     |
| 公民館での食に関する取組の実施<br>（生涯学習課）                        | 公民館において、おやこ料理教室等の食に関する取組を行う。  | より多くの市民に食に関する取組に参加してもらうため、市民ニーズの把握、開催時期の検討、PRの工夫を行う。  |

### ○行動目標

| No. | 指標                   | 現状（平成30年度） | 目標（令和6年度） |
|-----|----------------------|------------|-----------|
| 1   | 地域子育て支援拠点での食育講座の開催回数 | 2回／年       | 2回／年      |
| 2   | 「食」に関するイベントの実施       | 1回／年       | 1回／年      |
| 3   | 乳幼児健診における栄養教室の開催回数   | 36回／年      | 48回／年     |

### ○施策の達成度

| No. | 指標   | 現状（平成 30 年度）                 | 目標（令和 6 年度）                      |
|-----|--|------------------------------|----------------------------------|
| 1   | 「よい食生活を送れていると思うか」に対し、「よい食生活を送れているとは思っていないが、特に変える気はない」と回答した者の割合 | 小学 5 年生 4.2%<br>中学 2 年生 5.1% | 小学 5 年生 4.2%未満<br>中学 2 年生 5.1%未満 |
| 2   | 「あなたは食べ残しをどのくらいしますか」に対し、「大部分残す」「半分残す」と回答した者の割合                 | 小学 5 年生 4.4%<br>中学 2 年生 1.5% | 小学 5 年生 4.4%未満<br>中学 2 年生 1.5%未満 |
| 3   | むし歯のない 3 歳児の割合   | 92.6%                        | 92.6%以上                          |

## 施策⑨ 子どもの主体的な遊び・活動の機会の提供と環境整備

### 【 施策の方向性 】

子どもの自主性や社会性を育むために、地域において体験を重ねる機会を提供するとともにその体験を通じて、地域社会の担い手へとつなげ、地域での活動が世代を通じて継続・循環していく仕組みの構築に努めます。

### 【 主な取組 】

| 事業名  | 事業概要   | 今後の方向性  |
|--|--|---|
| <b>重点</b><br>広沢複合施設の整備及び運営<br>（資産戦略課）<br>（保育施設課）<br>（スポーツ青少年課） | 長期休館となっている和光市総合児童センタープール棟及び老朽化が進んでいる総合児童センター本館棟の建て替えに伴い、隣接する国有地を合わせて活用し、総合児童センター、認定こども園、学童クラブ、市民プール、児童発達支援センター及び保健センターの機能を備えた複合施設として広沢地区の新たな拠点を整備する。 | 複合施設の運営にあたっては、各施設の総合調整や連絡等を密に行うために、複合施設運営協議会を設置し、定期的を開催する。さらに、PFI事業者が運営する各施設の具体的な改善等に係るモニタリングや市民参加の促進を目的とした、関係団体（運営者や市担当課等）、市民（利用者代表の子どもや中高生を含む）及び有識者などで構成される部会を設置するなど、より良い施設の運営を目指す。 |
| 図書館での子ども向け事業の実施<br>（生涯学習課）                                     | 図書館において、ブックスタート事業、あかちゃんと楽しむ絵本とわらべうたなど、乳幼児期から本と接する機会を作るとともに、中高生参加事業も実施する。   | ブックスタート事業に参加できなかった家庭については、保健センターの乳幼児健診や予防接種の際に本を手渡しすることにより、手渡し率を向上させる。  |
| あそぼう会<br>（保育サポート課）   | 保育園の園庭を開放し、日常の保育を通じて子育て家庭への支援を図るほか、保護者同士の交流などを行う。  | 今後は、当事者を基点として要支援世帯へのアプローチに努める。  |
| プレーパーク事業<br>（保育施設課）  | 市内の子どもの居場所づくりや子どもの育ちを支援するため、地域団体等と協働し、市内の公園や児童センター・児童館等において、子どもの自由な発想による遊びを通じて、子どもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施する。  | 広沢複合施設内の常設プレパーク及び市内の公園等を利用し、市内のどのエリアに住んでいる児童も参加できる体制を整え、市民の認知度向上、定着化を図る。  |
| 生涯学習機会の提供<br>（生涯学習課）   | 市内の国の機関や民間企業の協力を得て、子ども大学わこうや子ども科学教室等の生涯学習事業を実施する。また「学校開放講座」など地域における学習機会の提供や公民館における子ども向け教室等を実施する。   | 子ども大学わこうについては、市内の国の機関等の協力による「はてな学」・「生き方学」に加えて、地域のNPO等の協力による「ふるさと学」についても充実していく。  |
| スポーツに関する教室・事業の実施<br>（スポーツ青少年課）                                 | スポーツに関する様々な事業を通じて、子どもがスポーツに関わる機会を提供する。   | 和光市体育協会、和光市スポーツ推進委員、和光市総合体育館と協議・共催のうえ、子どもが今後スポーツに興味を持って関わっていけるような様々なスポーツを体験してもらう場を作る。また、水泳やスキー等学校の活動で行うものを補完できるような教室・事業も実施していく。   |

| 事業名                                   | 事業概要  | 今後の方向性  |
|---------------------------------------|---|---|
| 青少年健全育成事業の実施<br>(スポーツ青少年課)            | 青少年育成和光市民会議において、夏季スポーツ大会やたこあげ大会など、子どもたちが親や地域の方、友人と交流を図るイベントを実施する。             | 市民会議において毎年度事業計画を検討し、事業を実施していく。                                  |
| 和光市青少年相談員協議会ジュニアリーダーの育成<br>(スポーツ青少年課) | 青少年相談員協議会が青少年の健全な育成のため、小学3年生～小学6年生を対象に、学年や学校の異なる多様な仲間達と共に過ごし、様々な体験活動を行う機会を作る。 | 小学生からジュニアリーダーを育成し、地域のボランティア参加、将来の青少年相談員の担い手を育成していく。             |
| 地域の遊び場の整備<br>(都市整備課)                  | 各区画整理事業地域において新規公園を整備するとともに、既存の公園については、公園遊具の更新等の実施により、子どもの遊び場としての定着を図る。        | 市民の考えた反映させた公園整備を行っていく。  |
| 職業体験<br>(学校教育課)                       | 中学校2年生に2日間、勤労の尊さや生産することの喜びを体得するため各事業所において職場体験を行う。                             | 引き続き、勤労の尊さや職業に関わる啓発的な体験を行うとともに、既存の各事業所との連携強化と必要に応じて、新規事業所を開拓する。 |
| 子育て活動推進事業費補助金<br>(ネウボラ課)              | 子育て活動支援を行っている団体の事業について、審査の上、補助を行う。  | 補助のあり方について検討を行う。  |

### ○行動目標

| No. | 指標                  | 現状 (平成30年度) | 目標 (令和6年度) |
|-----|---------------------|-------------|------------|
| 1   | ブックスタート事業における本の手渡し率 | 50.0%       | 90.0%      |
| 2   | 新しい公園の整備数           | 62か所        | 64か所       |
| 3   | 職業体験の実施 (中学校)       | 2日/年        | 2日/年       |

### ○施策の達成度

| No. | 指標   | 現状 (平成30年度) | 目標 (令和6年度) |
|-----|--|-------------|------------|
| 1   | 将来の夢や目標を持っていますか (小学校) あてはまる、どちらかといえばあてはまると回答した児童の割合 (再掲) | 81.0%       | 85.0%      |
|     | 将来の夢や目標を持っていますか (中学校) あてはまる、どちらかといえばあてはまると回答した生徒の割合 (再掲) | 72.6%       | 80.0%      |

## 施策⑩ 子どもを守る安全対策

### 【 施策の方向性 】

子どもや子育て世帯に対するハード面等の安全性に留意した環境の整備を進めます。また、警察や市民団体等の関係機関や地域の方の協力を得て、地域で子ども・子育て家庭を見守る環境を整えます。

### 【 主な取組 】

| 事業名                                      | 事業概要   | 今後の方針  |
|--|--|--|
| 子育て支援施設等でのAEDの設置<br>(保育施設課)<br>(保育サポート課) | 子育て支援施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整える。   | 引き続き、子育て支援施設等にAEDを設置する。  |
| 保育施設等の耐震性の確保<br>(保育施設課)                  | 旧耐震施設について、耐震補強等を実施し、十分な耐震性を確保する。   | 新規開所施設開所施設等において耐震に係る対応を十分に求めていく。   |
| 公園の安全確保<br>(都市整備課)                       | 子どもの安心・安全な遊び場の確保のため、公園に設置している遊具の点検を行うとともに公園の樹木を計画的に剪定し、公園内の見通しを確保する。   | 引き続き、遊具の点検や樹木の剪定を行い、子どもの安全確保に努める。  |
| 道路環境整備の推進<br>(道路安全課)                     | 子育て世帯が安心して外出等ができるように、安全な歩道の整備を行う。  | 毎年継続的に歩道の修繕を実施する。  |
| 教育・保育施設等における避難訓練等の実施<br>(保育サポート課)        | 教育・保育施設や子育て支援施設等において、非常時に円滑な対応ができるよう、定期的に引き取り引き渡し訓練等を実施する。   | 引き続き、非常時に円滑な対応ができるよう訓練等を実施する。  |
| 防犯パトロールの実施<br>(危機管理室)                    | 青色防犯パトロールカーによる市内の防犯パトロールを業者委託で実施し、不審者情報等の事案が発生した場所を重点的にパトロールを行い、子ども等の安全確保を図る。  | 月15回の運行のうち、60%を子どもの登下校の時間帯（14時～18時）に充て、子どもの見守りを強化する。                     |
| 子どもの見守り放送の実施<br>(危機管理室)                  | 小学生の下校時に合わせて子ども自身の声により見守り放送を流すことで、子どもの帰宅時間を促すとともに、地域の見守りを促す。   | 引き続き見守り放送を継続するとともに、事件等の情報が入った際には朝霞警察署や学校教育課等と連携をとり、情報を共有化して臨時放送を行う。      |
| 防犯マップの作成・支援の実施<br>(危機管理室)                | 小学校区ごとにフィールドワークを実施し、市内防犯マップの作成を行う。また、フィールドワークで得た情報を新たに防犯マップに追加し、ホームページに掲載するとともに、学校の授業等で防犯マップを活用し、子ども及び保護者への危険個所の認知度を高める。 | 防犯マップの認知度を上げるため、チラシや学校の授業等での防犯マップの活用を促す。また、防犯マップに多くの方の意見を取り入れ、情報の更新に努める。 |
| 交通安全教室の実施<br>(学校教育課)<br>(道路安全課)          | 小学校1年生と小学校4年生に、横断歩道の渡り方や自転車の安全な乗り方など交通安全教室を実施する。   | 児童生徒に交通環境に即応して自他の安全を守りながら行動する態度を身につけさせ、安全に生活できるよう、学校、家庭、地域、他課との連携を図っていく。 |

| 事業名  | 事業概要  | 今後の方針   |
|--|---|---|
| 通学路の安全確保（スクールガードの育成等）<br>（学校教育課）           | 通学時の交通事故等の防止のため、スクールゾーンの設定や交通指導員の配置、スクールガード・リーダーの活用を行う。 | 通学路の危険個所を定期的に点検し、学校、関係機関と連携・情報を共有しながら、見守り体制を強化していく。 |
| 地域住民による公園の見守り体制の整備<br>（都市整備課）              | ボランティアによる地域の見守り体制を創出する。                                 | 各圏域を網羅できる体制を整備するよう努める。                              |
| 青少年育成推進委員会<br>青少年をまもる店訪問調査活動<br>（スポーツ青少年課） | 再掲（ P 5 1 ）   |   |

### ○行動目標

| No. | 指標                                | 現状（平成30年度） | 目標（令和6年度） |
|-----|-----------------------------------|------------|-----------|
| 1   | 各学校における通学路点検の実施                   | 1回／年       | 1回／年      |
| 2   | AEDの全保育園・学童・児童センター（館）における設置率      | 100.0%     | 100.0%    |
| 3   | ボランティア参画公園数                       | 7か所        | 10か所      |
| 4   | 防犯パトロールの地域住民参加者数                  | 1,530人     | 2,000人    |
| 5   | 青色防犯パトロール（14：00～18：00）の月運行率       | 66.6%      | 70.0%     |
| 6   | 市と地域住民が地域の安全点検を行い、防犯について情報共有を図る機会 | 3回／年       | 5回／年      |

### ○施策の達成度

| No. | 指標                  | 現状（平成30年度） | 目標（令和6年度） |
|-----|---------------------|------------|-----------|
| 1   | 市内における子どもを狙った犯罪被害件数 | 37件／年      | 0件／年      |

**施策⑩ 教育・保育等の基盤整備計画（量の見込みと提供体制）**

**【 施策の方向性 】**

保育所等の待機児童の解消に向け、保育の受け皿を支える保育人材の確保、保育の質の向上等の取り組みを行いながら、教育・保育等における受入児童の提供体制を計画的に整備します。

また、過剰過少な供給とならないよう毎年の教育・保育等の利用実績を踏まえ、且つ保護者の保育ニーズ等に応じた多様な教育・保育サービスを確保します。

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他地域の実情を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとしています。

教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なることから、子どもの認定区分ごと又は事業ごとに区域を設定します。

（4ページ「5 教育・保育提供区域の設定」を参照）

**【 事業ごとの提供区域 】**

| 区分                     | 区域                   |
|------------------------|----------------------|
| 特定教育・保育施設<br>特定地域型保育事業 | 3圏域（北エリア・中央エリア・南エリア） |
| 地域子ども・子育て支援事業          | 市全域                  |